

平成26年総務企画委員会会議録

1. 招集年月日 平成26年12月12日
2. 招集の場所 可児市役所 5階第1委員会室
3. 開 会 平成26年12月12日 午前9時00分 委員長宣告

4. 審査事項

審査事件名

- 議案第56号 可児市部設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第57号 可児市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第58号 可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第59号 可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第60号 可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第61号 可児市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第62号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第70号 可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第73号 可茂広域行政事務組合理約の変更について
- 議案第74号 可茂広域行政事務組合理約の変更に伴う財産処分について
- 陳情第9号 平成27年度税制改正に関する提言について

報告事項

1. 可児市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について
2. 可児市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
3. 可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について
4. 可児市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止について
5. リニア中央新幹線に係る事業説明会について
6. 「美濃桃山陶の聖地」広報戦略報告について
7. コミュニティバスの利用状況について

協議事項

1. 名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅間）の平成28年度以降のあり方について
2. 地域公共交通（鉄道）の確保及び維持に対する支援を求める意見書（案）について

3. 議会報告会意見交換における意見への対応について

5. 出席委員 (7名)

委員長	川合敏己	副委員長	伊藤英生
委員	亀谷光	委員	伊藤健二
委員	川上文浩	委員	佐伯哲也
委員	勝野正規		

6. 欠席委員 なし

7. 欠員 1名

8. 説明のため出席した者の職氏名

企画経済部長	高木伸二	総務部長	古山隆行
議会事務局長	吉田隆司	会計管理者	平田稔
企画経済部参事	莊加淳夫	総合政策課長	牛江宏
財政課長	酒向博英	経済政策課長	村瀬雅也
総務課長	杉山修	秘書課長	前田伸寿
防災安全課長	杉山徳明	税務課長	大澤勇雄
議会総務課長	松倉良典	教育総務課長	渡辺達也

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局書記	村田陽子	議会事務局書記	熊澤秀彦
---------	------	---------	------

委員長（川合敏己君） おはようございます。

ただいまから総務企画委員会を開会いたします。

本日は、議案、それから報告事項、協議事項ともに多数ございますものですから、委員の皆様のお協力もいただきながらスムーズな委員会運営を進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

これより議事に入りたいと思います。

まず、議案第56号 可児市部設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

総合政策課長（牛江 宏君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは最初の、今お話のありました部設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

資料ナンバー1の議案の3ページ及び委員会資料のほうの1-1から1-3で御説明申し上げます。

議案の3ページからの部設置条例の一部を改正する条例につきましては、ここに書いてございますように、第1条に新たに設置する部の名称、それから、第2条以降にそれぞれ所掌する分掌事務の中身について書いてございますが、非常に見にくいところがございますので、まとめたものとして別紙のほうの資料がございます。そちらのほうを中心に御説明するということとなりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、委員会資料の1-1をごらんいただきたいと思います。

表題は、組織機構の再編についてということでございます。

平成27年度の組織機構の再編の背景と方針ということでございますが、全体については、議案質疑の中でも少し触れておりましたので、省略しながら御説明したいと思いますが、可児市のほうでは、今、4つの重点方針を掲げまして、市長が公約に掲げた「若い世代が住みたいと感じる魅力あるまちの創造」「“住みごこち一番”可児」の実現に向けて進めておるところでございます。戦略としては、Kプロジェクトというものを進めていこうということでございます。

特に、市長再選後の年度としては平成27年度が新たに始まりますので、そこに向けての組織見直しをして、その施策を推進するという体制をつくりたいということでございます。

再編の方針としまして4つ大きく掲げてございます。政策方針に基づく再編ということで、これは今申し上げました市長の公約に基づく重点方針を円滑に進めるためということでございます。

2つ目に、特命課題及び新たな政策課題への的確な対応ということで、特命課題等に対応した、今までですと組織で室をつくって成果を示すというようなことでございますので、それを引き続き進めるということ。

それから、3番目に発信力の強化と透明性・迅速性の確保ということで、市民への市政発信力の強化と内部の意思決定の透明・迅速性を高めるということ。

4つ目に、部の位置づけの明確化と簡明さの確保ということで、それぞれ部に与えた役割を明確にしていくということと、市民にわかりやすい組織とするという、この大きな4つについて進めているところでございます。

2つ目の再編方針に基づく再編の概要でございますが、今の方針に基づいて個別の内容が記載してございます。1つ目の丸につきましては、今までありました企画経済部については、企画部と観光経済部に再編をするということで、企画部のほうでは人口減少社会の中でも選ばれる都市として、総合的、効果的、計画的に推進できる全庁横断的なマネジメントをできる組織とするということ。それから、観光経済部におきましては、優良企業誘致等による雇用の確保、ブランド力の向上、観光交流人口の倍増などの人・物・金の動きの活性化等を強化するための組織ということでございまして、その後どの方針に合致するかということで、これは方針1と4というようなことで書いてございます。

2つ目は、市政を戦略的に発信するとともに、重要施策の企画立案を推進するということで、意思の決定の迅速・透明性を高めるための組織として、市長公室を設けるということ。

それから3つ目の丸として、特命課題を担ってきた組織、今は公有財産経営室、子育て政策室、生涯学習文化室がございまして、その取り組みと成果を踏まえて再度位置づけていくということで、今回、公有財産経営室はそのままですが、子育て政策室は健康福祉部に駅前拠点の準備室として、それから生涯学習文化室は、一応の成果を見たということで、市民部の中で他の課へ再編するというようなことで位置づけております。

それから、丸の4つ目として、大萱古窯跡群の国指定を目指すというようなこと、それから美濃金山城や荒川豊蔵資料館周辺の整備をするということで、これを魅力発信のためにしっかりやるということで、教育委員会事務局の組織を見直すということでございます。

これにつきましては、教育委員会部局ということで、部設置条例の中では明確に出てきておりませんので、よろしく願いいたします。

それから5つ目、総務部につきましては、秘書課を市長公室に移しまして、市民部市民課を所管するというので、ここの総務部については、市政運営全般の基礎的、管理的な役割を担う部門として位置づけを明確にするということです。

6つ目に、市民部のほうでは、市民課を総務部に移すということで、それに加えて、公民館・連絡所の所管、それから人権・文化・多文化共生の所管を同一課に統合するというので、課の再編を行うということです。これは部設置条例の中では出てきませんので、分掌所掌の事務のほうで整理をしておることでございます。

こうなりまして、市民部のほうとしては、地域における市民活動の支援を担う部門としての位置づけを明確にするという、この6つの流れになっております。言葉に書いてもなかなかわかりませんので、それぞれ事務の移行については、1-2の資料を見ていただきたいと思います。それぞれ今の企画経済部以下の部が所管する事務を再編後、どこのところに何が

動くのかということをも明記したものでございます。企画経済部からは、市長公室、企画部、観光経済部、一部事務について建設部、健康福祉部に変わるということで書いてございます。内容については、先ほど御説明しましたようなことでございますので、よろしく願いいたします。

あと、大きなところでは点線で、企画経済部から建設部には公共交通、それから健康福祉部には子育て支援が移るということでございます。総務部からは、先ほど申し上げたとおりでございます。それから、市民部からは国際交流が観光経済部、それから市民課の事務であります戸籍・住民票については総務部ということになります。それから、教育委員会事務局からは、家庭教育という生涯学習の関係で市民部に移るというものでございます。

細かいところの事務等は今申し上げておるところでございますが、全体につきましては、A3の裏表の縦の大きな資料で記載してございまして、この中で色が塗ってあるものについては再編対象ということで、一番上にありますように、再編前が11部局45課99係から、再編後、13部局45課104係ということで、実は部については今申し上げました部設置条例の中で提案させていただきますが、課、係については、今後、規則で定めますので、その辺については、まだ部設置条例ができた後にこのような形を考えていきたいということでございます。その中で、課の下には当然係、それから分掌の所管事務がぶら下がるわけでございますが、これについては、規則のほうで明記するということになりますので、よろしく願いいたします。

なお、今回はあくまでも組織ということであり、人事配置については、今後人事の中で検討していくということになりますので、必ずしも、特に課、係については、その分の人数がそのまま人員の配置になるかどうかということについては今後の検討の中で決まっていくことになりますので、よろしく願いいたします。

簡単でございますが、本会議で質疑等もいただいておりますので、その辺を少し省略しながら御説明だけさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長（川合敏己君） これより議案第56号に対する質疑を行います。

委員（伊藤健二君） まず、そもそものところで先に質問をします。

この機構の再編については事が大きいので、私は議会運営委員会の場でも、こういうものについての再編の背景と方針、プラス組織・機構の再編にかかわる、それ自身の方針、ここに書いてあるような重要な内容をどうして事前に議員に提示をしないのかということをも問題にしました。

総務部長から概括して説明するからということ、そのまま一旦引き下がりましたけれども、実際の議案質疑の場では、こういった資料はないので、結局目についたところだけ、この議案書で読み取れたところだけ、逆に言えば、議員の読解力の能力の問題という側面が反映するわけでありましたが、それにしても、総務部は秘書課を他部に移管し、市民部市民課を所管する。総務部が市民部の一部を所管するというふうに理解をすればいいのかどうか。そうした大変わかりにくい分掌も含めて、今提起をされています。どうしてこういうのを全

部の議員に事前に提起して、本会議場での質疑に対応しようとしなかったんですか。何でもかんでも総務企画委員会で掲げれば良いというふうに考えたということですか。その考えについて、説明をしてください。

企画経済部長でも、総務部長でも、どちらでもいいですよ。

企画経済部長（高木伸二君） 何でもかんでもということではございませんけれども、組織につきましては、企画経済部のほうで所管いたしておりますので、委員会のほうに提案させていただいたということでございます。

どちらのほうで議案を付託されるかというのは、議会運営委員会の御判断かとは思いますが、私どもといたしましては、基本のルールにのっとり御提案させていただいたところでございます。

委員長（川合敏己君） それでは、議案の中身に対しての質疑をよろしくお願ひいたします。

委員（伊藤健二君） この中で、子育て、家庭教育関係に移管するということであります。

これまで、特命課題及び新たな政策課題ということで設置してきたということですが、生涯学習文化室は、先ほどそれなりの成果が達成されたということですが、公有財産経営室あるいは子育て政策室のような取り扱いは、これまでも受けてきていないと思うんですが、どういう成果があって、それをどうさせるために、今度移動させるということになっているのか、その説明をもう一度お願いします。明確でないと思いますので。

総合政策課長（牛江 宏君） 済みません、今、質問の中身を再度確認させていただきたいと思ひます。

子育て政策室を健康福祉部に移すお話の理由なのか、生涯学習文化室を今、今回市民部の中でほかの課と、生涯学習文化室自体を廃止して、市民部の中で他の今あるところと配置がえをしながら再編するという話なのか、どちらのお答えでしょうか。

委員（伊藤健二君） それは失礼しました。後者の生涯学習文化室の移動にかかわる、教育委員会から移しますよね、市民部のほうへ。ちょっともう一回、その説明をお願いします。

総合政策課長（牛江 宏君） 済みませんでした。説明不足で申しわけございません。

今回、生涯学習文化室においては、所管しております生涯学習と言われる公民館活動に係る部分、それから文化協会、それから文化創造センター a 1 a 等の文化振興に係る部分の所管をしている部署でございます。教育委員会のほうから移そうとしているのは、教育委員会にある教育文化財課が所管しております家庭教育の部分です。そこに括弧がつけてあって生涯学習としてありますので、少しわかりにくいところがございますが、家庭教育のみ単体でございましたので、今回生涯学習という枠組みの中で移すということで説明をさせていただきました。

ということで、今回生涯学習文化室を再編することと、家庭教育を市長部局、今回市民部の中で位置づけるということについては、直接のかかわり合いはないということでございます。

委員（伊藤健二君） ありがとうございます。

総合政策課長（牛江 宏君） その前提で生涯学習文化室を再編することについて御説明申し上げます。

生涯学習文化室につきましては、3年前の改編のときには、人づくり文化課という一つの中に生涯学習関連、今ある生涯学習文化室については含まれておりましたけれども、公民館の方向性を今後どうしていくのか、それから社会教育委員としての位置づけをどうするのかということの特命課題を持っていくということで、1年後に生涯学習文化室として立ち上げたところでございます。

その中で、最終の成果もそろそろ見えてきたということを担当課のほうからも報告を受けておる中で、生涯学習文化室につきましては、生涯学習部門については、今後公民館と連絡所の連携をしっかりとって、公民館のあり方をもっと明確に示していくべきだということ、それから文化については人づくり課の中でやっていくことが適切であろうというようなことで、人づくり課と今の連絡所を所管している地域振興課に事務を分割するというところで、その中で再編を考えていくということでございます。

いずれにしても、全体的には、市民部の中で、市民活動の中で整理をしていきたいと思っておりますが、それ以下の係の中では、仕事としてベストな方向としての係としてのあり方は、今のような考え方で今後規則の中で決めていきたいというふうに思っているところでございます。以上です。

委員（伊藤健二君） ちょっと私の理解が不十分なかもしれませんが、現行で、現在教育委員会事務局の中にある家庭教育（生涯学習）が、この絵のように、市民部へ家庭教育部分の所管が移るという理解をすればよろしいわけですね。

その際に、具体例を言いますが、就学援助等の申請手続及び現状の把握等々の管理事務については、家庭教育とくっついて市民部に行ってしまうということですか、お願いします。

総合政策課長（牛江 宏君） 済みません、その辺の説明については十分なところまでしておりませんので、申しわけございませんでした。

A3の縦の表をごらんいただきたいと思います。

裏面になりますけれども、下のほうへ行きますと、教育委員会事務局というところがございます。今回教育委員会事務局の中で、部設置条例ですので、あくまでも先ほど申し上げましたように課と、それにぶら下がる事務については今後規則の中で決めていくわけですが、現在の予定としては、今まで教育文化財課というところがございましたが、この課については、教育を取りまして、文化財課にします。そこにありました家庭教育学級、就学援助、PTAというものについては、そこから抜けることにはなりますが、その2つ上を見てくださいまして、学校教育課のところでございます。その2段目の事務分掌の中に就学援助、PTAというものをいれてございまして、就学援助及びPTAについては学校教育課で行うということになりまして、家庭教育学級の部分のみ、市民部の地域振興課の中で行うということで、表面の地域振興課の事務の中の中段の中に記載したというところでございますので、そんなような事務分掌の動きがあるということで予定をさせていただいております。

以上でございます。

委員（伊藤健二君） わかりました。ありがとうございました。

別の具体問題についてお尋ねをします。

今回この案では、公共交通が建設部に移管されます。分掌内容としては、公共交通に関するということ、表現そのものは変わっておらず、まさに対応する部が企画経済部から建設部へということではありますが、この公共交通は、これまでの理解では、デマンドバス、さつきバス等の関係、それから名鉄広見線関係、さらにはリニア中央新幹線建設にかかわる諸問題の関係等がありますが、どれをとってもこの間の10年来、可児市の市政、行政にとっては重要な施策であったと思います。それを重要と言え、重要でないものもなくなるという言い方もあるかもしれませんが、今回は重要施策の企画及び調整に関する部分と、企画部が所管する施策の企画及び総合調整に関する部分ということで、言葉を重要施策と施策を分けています。

私の概念では、公共交通のうち、とりわけ名鉄広見線関連とリニア中央新幹線関連は極めて重要な施策に当たる部分だと思っているんですが、ただ、そこでお尋ねしなきゃいけないのは、我々が自分で全てを決定して、可児市が自己決定できる課題と、そうでない他者があって、JR東海であるとか、あるいは名鉄だとか、そういった鉄道事業者等との絡みの中で物事が決まるという側面は、確かに質的には違う面があるんですが、ここで言う重要施策というのは、極めて限定的なものです。あるいは、具体的に言えばどのようなものを指しているんでしょうか。

総合政策課長（牛江 宏君） これは、議会の答弁の中で市長が申されました、Kプロジェクトというようなものを重要施策というような形で位置づけるのが適切であろうというふうに考えておりますし、今後もその重要施策につきましては、やはり市長の方針の中で新たなことが発生したり、重要施策から一般的な施策に移るということも当然考えられるということも想定しております。以上でございます。

委員（伊藤健二君） そうしますと、内部的な問題についての選択判断が重要であると考えられるものと。つまり逆に言うと、鉄道事業者と、我々が所有もしていなければ、対外的な関係になるものについては重要である、重要でないという概念とは全く連動していないということでしょうか。重点方針との関係ではどうですか。

総合政策課長（牛江 宏君） まず、今申し上げましたように、Kプロジェクトとして位置づけているものの中に、関連して当然、名鉄広見線のようなものについては重要な要素はあるというふうに思っておりますけれども、直接的に今重要施策として位置づけるものではないということから言えば、Kプロジェクトの中に名鉄広見線というものは入ってこないだろうということは想定しております。

委員（伊藤健二君） リニア中央新幹線についてはどうですか。

総合政策課長（牛江 宏君） リニア中央新幹線についても、当然、重要な要素ではあるんですが、例えば例を申し上げますと、美濃桃山陶の聖地というものを進めたいという

ことについては、リニア中央新幹線は要素としてはございますけれども、そのリニア中央新幹線そのものが重要施策というようなことで位置づけるところではないというふうに考えております。

済みません、言い方が失礼しました。重要施策ではないというのは、重要な要素として重要施策に上がってくるということは想定しないと。ちょっと済みません、言い回しが間違っておりました。済みませんでした。

委員（川上文浩君） それでは、執行部が部を設置してやられるということなので、議会から注文をつけることは余りないと思うんですけれども、執行部で考える重要施策と、議会が考える重要施策はまた別のものである場合もありますので、それはそれとして議会の中で議論をしっかりとっていくんですが、これはちょっと的が外れるかもしれませんけれども、この部設置条例で課の移動とかあって、この議会でどう考えていくか、平成27年4月から新しい体制をどう組んでいくか、所管事務をどうしていくかという中で、今はこういう中で、総務企画委員会はこれだけの事務を所管しているんですが、今度、今話に出ていました鉄道関係、名鉄広見線、リニア中央新幹線とかが建設部へ行くと。今までずっと総務企画委員会で所管してきたわけですけれども、今後じゃあ、どう対応していこうかというようなことは、今度、議会が3月までに結論を出して、4月からの所管事務をどう変えていくかという話になるわけですが、建設部の関係と企画部の関係、連携というものが、非常にこの企画経済部から重要なところが建設部のほうに移動しているという部分があるんですよね。この企画部、それと建設部の関係、連携というものは、今後どのような形になっていくのか。

例えば非常に重要事項が建設部に入っていて、都市計画課なんかはすごい大切だと思うんですよね。都市計画課と総合政策課との連携はどのように組んでいくのか。ここにもあるように、全庁横断的な調整やマネジメントをしていきますよというのが企画部の話になっているので、一番重要なのが、今度は都市計画課との企画部の中にある総合政策課の連携が、僕はすごく重要になってくるのかなと思うんですけれども、そのあたりをどのように連携をとられるのかなということがあれば、ちょっと教えていただきたいというふうに思います。

総合政策課長（牛江 宏君） 今でも企画経済部というものにつきましては、市全体で進めなければいけない、特に重要なものを中心として方針等を示し、それを受けて各部署で、その中身について詰めていただいているというところがございます。

その中でいけば、今、委員がおっしゃられました都市計画部門というのは、まちづくりの中核を担う大きな組織であり、計画を持っているところですので、いろんな場面で連携は今でも事務的にもとっておりますし、今後も必要だと思っております。

あえて、具体的な例を言わせていただきますと、例えばリニア中央新幹線ですと、今までは本当に市の根幹となるような部分、そもそもそのリニア中央新幹線ってどんな影響を与えるのかというのが見えなかった部分については、企画経済部が所管して整理をしてきたつもりですし、今後も必要なところについては口を出していきながら、調整は必要だと思っておりますが、今一つの段階として事業認可を受けて、まさに工事に向けて動きが始まっていく

ということになりますと、今度は対住民の皆さんに対していろんな影響をどう考えていくのか。それから、市の道路や水路についてはどんな影響があるのかというのが出てくると思います。

その中で、市民への影響といいますと、もちろん環境的な面でいけば、環境課が企画経済部が担った時代からずっとやっておりますし、今後も担っていくということになると思います。それから、道路や水路との調整関係は、今後は土木課が非常に大きなウエートを持っていきますし、例えば工事が始まってきたときには、工事車両の対応、道路等の使用について、しっかり地元との調整をするということになると、やはり道路管理者である建設部、もしくは、安全ということになると総務部とか、いろんなところも関係してきますので、そういう面で行くと、その調整を企画部がとるのか、今回移す建設部がとるのかというのはいろんな考え方があろうかと思いますが、ウエートは今のようないことから考えますと、建設部に大きな部分をシフトするところがあるかというふうに想定をしております。私どもとしては、その調整的な部分、全庁的な調整であれば、今でも連絡会議という組織を持ってやっておりますので、ある程度、建設部だから担えないという、そんな想定はないとしておりますので、建設部でやっていただくと。

また、大きな事項が出てくれば、またそれはしっかり企画部がその中に意見も言える体制ができておるといふふうに認識しておりますので、再度行くと、そんな考え方でありますので、具体例で細かく申し上げて申しわけございませんが、いろんな面でそういうような調整はできるだろうということで、今後もしっかりやっていきたいというふうに思っております。以上でございます。

委員（川上文浩君） これからは、事細かく、きょうの条例の云々ではありませんけれども、情報をもって、どういう形になるかというのもいただかないと、議会としても常任委員会の数はこのままでいいのか、所管事務をどうするのかというところに非常にかかわってくるので、この部の編成、それにぶら下がる、その下にある課、係、事務分掌なんかは、事細かくどういう形になるのか。じゃあ、議会として、どこどこを組み合わせる所管していくのかとか、そういうところに非常に、この短期間のうちに決めなくちゃいけない部分もあるものですから、そういうことはちょっと丁寧に今後説明していただくようお願い申し上げます。私の質問を終わります。

委員（伊藤健二君） 今、川上委員からの質問と、受ける形で関連してですが、一つは、建設部が5課16係に再編するわけですが、2係ふえます。この2係がふえるのは、どこどこがふえますか。

総合政策課長（牛江 宏君） 今の予定ですと、公共交通を担うということで、公共交通係として係を新設したいというふうに思っております。

もう一つは、建築指導課のほうに、まだ係の名前は決まっておりますけれども、今までは建築確認からいろんな検査までと市営住宅を1つの係で行っていましたが、それを2つに分けて、市営住宅と空き家・空き地バンク、これは今、都市計画課で所管してありま

したが、それを建築指導課で、新しい係の中でやるという予定をしておりますので、その2係がふえるということで予定をしておりますところでございます。以上です。

委員（伊藤健二君） 御説明ありがとうございました。

そうすると、公共交通の一番下の3段目の例ですね。公共交通施策とバス交通、それから名鉄広見線、リニア中央新幹線、この代表的4事例は、公共交通係が所管するというので、これまでの説明を概括すると、建設部長がおりながら、そのもとで都市計画課長と公共交通係が連携をして、他課を調整、横の横断的なやり方をするというふうに理解をしました。改めて聞くんだけど、この公共交通係と都市計画課長の機能を建設部のもとに独自に、つまり課長を1つと係を置くというような、建設部のもとに対応する、公共交通の専属の組織をつくるという議論はなかったのですか。

総合政策課長（牛江 宏君） 今の実際に室をつくるという、一つの事務量的話も含めて内部では議論はしました。その中で、ここまでお話し申し上げるのが適切かどうかわかりませんが、総合政策課の中で、今は総合政策係の中で係長が公共交通の事務と、担当がその公共交通の路線バス、鉄道部分ですね、リニア中央新幹線と名鉄広見線を担い、それからもう1人担当が全体の事務の7割ぐらいをコミュニティバスで担っておりという事務の総量からしますと、課長を置き、係長を置き、担当以下を置くというほどの事務量は想定されないということでございますので、私どもとしては、今よりは人員的には充実、公共交通係としては充実することでできるのではないかとということで、今後はその人員配置については、先ほど申し上げましたように、係長は1人になりますけど、係員をどうするかということについては当然、人員配置の中で決まっていくわけですが、室とか課が要るほどのまだ事務量はないという判断の中で係の新設をさせていただきました。以上でございます。

委員（伊藤健二君） 私は大変な問題を潜めたまま、そいつを顕在化させずに、新たな組織執行をしようとしているんじゃないかと懸念を持ちます。例えば、今事務量的話が出ました。例えばリニア中央新幹線を通すという話ですが、このリニア中央新幹線の問題一つを取り上げても、地上部分になることによって、道路、河川、それから環境、騒音等の問題が当然出ます。こうやって住民から出てくる苦情を直接的に、まず窓口として受けてくるのが公共交通係になるわけですね、当然ながら。で、もう一つは、地元大萱には、対策協議会ができておまして、それは自治会組織、もしくは自治会の内部的組織という扱いもありますから、自治振興、いわゆる市民部の中の該当窓口も当然かかわっていると。結局、小さな係を置いて、今のところ、飛躍的に事務量がふえるわけじゃないと想定をしているようではありますが、路線が確定をし、そこで発生する諸課題が具体的な形を伴って見えてきているときに、今までのコミュニティバスが70%で、バス、鉄道がその他で3割で、これでいけるんじゃないかと、独立させたからという判断は大変甘いとは私は思うんですが、この公共交通の係長は、例えば荒川豊蔵資料館周辺整備の課題との関係では、どういう連携をとるんですか。

今、入り口にリニア中央新幹線が巨大な桁をつくらう、橋台をつくらうと計画が出ていますね、これはもう明らかです。それを先般の話では、まだ変えるという話にはなっていません。

ん。だから、荒川豊蔵資料館へ入っていく沢と細い市道、二千何号でしたか、そこは完全に工事によって塞がれる、もしくは多大な影響を受けるわけでありませぬ。しかし、後の議論にもありますが、荒川豊蔵氏の関連、周辺整備で大きな計画を立てようとしています、今から具体的に、本当にJR東海はあそこで橋台をつくるというふうに考えているのか、あるいはどういう方向で対策を立てようとしているのか、積極的にこちらから接近していかないと、JR東海側が事を構えて発表して、そいつを待ってから、さて動きましようという話では対応ができないんじゃないですか。つまり全ての対応が後手に回るという問題になりませんか。

今、可児市自身が重要施策として考えている文化財の発展の問題、美濃桃山陶の里をつくっていく実態を社会的にアピールもしていくと、物すごく重要なことをやろうとしているのに、足元で崩れませんか、そんな対応をされていて。だから、後手に回る心配はないのかというのが一番心配なんです、私は。そこでお聞きしているんです。想定量が少な過ぎませんか。総合政策課長（牛江 宏君） いろいろ御心配いただいてありがとうございます。

今おっしゃっていただいた内容については、今まさに総合政策課、私と係長、担当がやっております。今、具体例を挙げられまして、荒川豊蔵資料館入り口のところの橋脚の話も出ましたけれども、そこはうち単独では当然判断できることではございませんので、教育文化財課と一緒に、JR東海に対しても申し入れもしますし、JR東海からも具体的な内容をもって協議をいただいております。

ただ、現段階で、じゃあ、議論が煮詰まっているかとおっしゃられますと、それは説明会でJR東海からお話がありましたように、まだ設計ができていない、中心線測量をやってから設計をして、それからでないといけないところは出せないで、それを出す前には協議をするというようなこととお話をいただいておりますので、私どもとしては、今の体制が不十分でもないですし、これからもそれが想定が甘くないかとおっしゃられるところもありますけれども、ある程度想定を見込んだ上で対応はできる組織であろうと思っております。

ただ、先ほど申し上げました環境については、やはり環境課のほうが、今後は根拠法令プラスアルファでどこまで、例えば騒音の問題であるとか、水の問題であるとか、そういうものについて考え方を整理しながら協議していかなきゃいけないのかということがありますので、そういうときについては、当然環境課と公共交通の窓口になるところと一緒に動くということになりますので、それも現段階でできていないわけではございませんし、その量が決して今少ないというレベルではないと。協議できるような、ちゃんと体制をつくれている中で、今後もその体制が十分いけるだろうということで見込んでおりますので、御心配なところはあろうかと思っておりますけれども、対応はさせていただくように予定をしておりますので、よろしく願いいたします。

委員（伊藤健二君） 建設部等のリニア中央新幹線との関係で仕事の中身にかかわる点でちょっとお尋ねをします。

今後、リニア中央新幹線は用地収用等の問題にかかわってきます。民地の場合もあれば、公共用地、市の管理する対象物であったりすることもあり得ると思っておりますが、そうした点で

は建設部、都市計画課並びに用地課は大変都合がいいと思われませんが、可児市の職員がそうした土地、リニア中央新幹線から発生する土地の収用にかかわる実務で、JR東海の要請を受けたという形で下請け化することはあり得ますか。そういうような協議経過がもう既に発生しておりますか、どうでしょうか。

総合政策課長（牛江 宏君） それでは、ちょっとそのリニア中央新幹線の用地買収の関係について、現状だけ報告させていただきます。

JR東海からは、各都道府県、これは岐阜県にとどまらずということですが、各都府県に対して用地買収の協力要請が出ております。これは、全国新幹線鉄道整備法に絡んで、そこで沿線自治体は協力するというようなことも踏まえてということですし、過去の新幹線整備の実態も踏まえてということで協力依頼がありまして、その中には具体的に用地買収についての協力依頼が出ております。

その中で、岐阜県のスタンスとしては、もちろんそれは受けられるということでございますが、現時点、恵那にリニア推進事務所という事務所がございますが、その中に将来はそこに用地買収の組織として確立できるように準備もされておるといってございまして。

具体的に、岐阜県が主体となって用地買収体制はつくられるということで、市町村への影響はどうかということで確認もしておりますが、今のところ、岐阜県としては、市町に対して直接再委託とか、JR東海から直接委託というのは想定の可能性は非常に低いということで、岐阜県が受託先となるということで確認はとれておりますが、そこに対してかなりの人数が必要になるということで、市町への職員派遣の要請は出てくるということをおっしゃってみえます。

現状でも、恵那、中津川からは、もう1名ずつ派遣されておりますし、来年度からは、また新たにということですが、可児市については、平成27年度から派遣を要請するということの具体的なものまでは聞いていないという状況でございます。以上です。

委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

リニア中央新幹線のことにつきましては、後ほど報告事項の中で事業説明会について報告をいただきますので、ちょっと突っ込んだ内容につきましては、そちらのほうで対応をお願いいたします。議案に対しての質疑をお願いいたします。

委員（伊藤健二君） 用地収用にかかわって職員の派遣があり得るという話は聞きました。平成27年からの話は聞いていないというお話でした。仮にそうした派遣があったとすると、可児市の職員の身分は保留されておるんですか。可児市の職員であることは変わりはないんですか。それとも、出向で一時的にその間は停止をするという扱いなんですか。一般的な考え方をお尋ねします。

総合政策課長（牛江 宏君） 人事の話ですので、私どもの所管からお答えする部分ではないかと思いますが、過去の例でいきますと、身分はそのままでという例が多いようですが、今回どのようになるかは、また県との相談になるかと思っております。以上です。

委員長（川合敏己君） 議案第56号に対する質疑、ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようでございます。

以上で本案に対する質疑は終了いたしました。

続いて、討論を行います。

委員（伊藤健二君） 可児市長が2期目を当選され、その戦略としてKプロジェクトを柱とする独自の施策を強力に推進するということに基づいて再編することについては、それはそれとして評価をすることはありますが、その個別の中身については、幾つか疑念を持たざるを得ません。

1つは、公共交通については、これまで所管をしてきた企画経済部を改編してしまいますので、そこから事務的に都合のよい建設部へ所管を移すということにしようとしております。もちろんこの公共交通問題については、さつきバス、デマンドバス等を初め、名鉄広見線課題、リニア中央新幹線課題など、幾多の可児市に多大な影響を与える内容を含んでいますので、当然のこと、それは公共交通係を新たに明示して、新設をして、そこを補強していくというのは必要であります。

日本共産党可児市議団としましては、これを願わくは、さらに独立強化をして、専属の部署として、この4つの課題を中心とする公共交通問題については、継続的にしばらくの間、対応していくことが必要であろうと。リニア中央新幹線については、長年にわたる今後の経緯を見越していく必要があるということも含めまして、そうした切りかえが必要だと思っています。しかし、残念ながら、質疑への答弁では、表現は悪いですが、公共交通係の幾つかある課題の中の一つとして、表現を悪くすれば、片手間に陥る危険がある、そうした対応で後手になれば、当然対応のおくれを生じさせていくということになりかねないと思います。

現時点で言えば、こうした用地収用にかかわる問題でも、先ほど課長から説明があったように、今は総合政策課が直接対応して、これまで培ってきた環境の問題でも、水の管理の問題でも、いろんな部署がそれぞれかかわっているわけで、それを窓口にきちっと情報集約をし、先手先手で対応を図っていく。あるいは、相手側が発表していない事実については対応を求めていくということが必要な組織だと思います。そうした組織の課題の性格上、ありようがまだまだ洗練されていない状況になってしまうのではないかと、そのことを心配しております。

特に、リニア中央新幹線問題については、荒川豊蔵資料館周辺事業との関係でも大きな課題となっておりますし、Kプロジェクトの中の重要施策であるこうした部分が影響を受けるわけでありまして、横の連携を定例会議で情報集約すれば済むという水準ではなくて、ちゃんとした組織をつくってやっていく必要があるかと思っています。

もう1つの点については、他の議員から議案質疑にも出ておりましたが、家庭教育の問題について、一部を移管するという話でありました。私が質疑を出した就学援助等の問題では、教育委員会の側に残すということなので、結局いろんな課題を部、課、そして係の再編で移

動させるということになりました。結局、ちょっとわかりが悪かったわけですが、この辺についてはやはり教育委員会の機能がだんだんと縮小されているということで、必要以上に市民部に入れ込んでいるのではないかというふうに思います。

そうした大きな問題2点を捉えて、私はこの条例案には反対であります。

委員長（川合敏己君） そのほかに発言はございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、討論を終了します。

これより議案第56号 可児市部設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、議案第56号については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第57号 可児市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

総務部長（古山隆行君） それでは、本会議の折に提出しております資料番号1番と4番をお願いいたします。

可児市行政手続条例の一部改正でございます。

行政手続法の改正に伴いまして、法律では適用除外となっております行政指導等につきまして、法律と同様の手続とするために改正をするというものでございます。

内容としましては、資料番号4番の議案説明書にありますように3つございまして、行政指導する際に許認可権限があるということを示すときには、相手側に対して法令等の根拠を提示する義務を課すと。

それから2つ目には、行政指導を受けた相手方が法令等に適合しないと考えるときには、書面をもって中止の要求ができるという規定。

それから3つ目には、何人も法令違反を発見したときに行政指導がなされていないと考える場合には、市長や市の機関に対して、行政指導するように履行を要求できるというような規定を設けます。

いずれも、この行政指導についての明瞭化を図るというものでございます。詳しくは、担当の総務課長のほうから説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。

総務課長（杉山 修君） ただいまの部長の御説明以外のところでちょっとだけ、背景等を御説明いたします。

今の話にありますように、平成26年6月に行政手続法が改正されまして、平成27年4月1日に施行されます。その中で、行政処分等に対する手続について、国民の権利・利益の充実

を図るために、法律の要件に適合しない行政指導の中止等を求める制度が整備されました。この改正を踏まえまして、可児市においても条例を改正し、具体的には、行政手続法に追加された行政処分や行政指導の手続と同じ規定を可児市の条例にも追加する改正を行うことで、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るということでございます。

改正趣旨や改正内容は、今、部長のほうからお話をいただいたとおりでございます。施行日は、行政手続法の施行日に合わせまして、平成27年4月1日とさせていただきます。今定例会で議決をいただければ、来月以降は、市民の皆さんや職員への周知準備期間としたいと考えております。以上でございます。

委員長（川合敏己君） これより議案第57号に対する質疑を行います。

〔挙手する者なし〕

それでは、以上で本案に対する質疑は終了いたします。

続いて討論を行います。

〔挙手する者なし〕

それでは、討論を終了いたします。

これより議案第57号 可児市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第57号については原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第58号 可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

総務部長（古山隆行君） それでは、資料番号1番の議案書の15ページをお願いいたします。

可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正でございます。これは、一般職職員の給与改定に準じまして、議員の皆さんの期末手当の支給率を年額0.15月分引き上げるというものでございます。

もう少し詳細に、担当の秘書課長から説明をさせていただきます。お願いいたします。

秘書課長（前田伸寿君） それでは、議案説明書のほうの2ページをお願いいたします。

主な改正内容ですが、期末手当の支給率を引き上げるということございまして、改定前の平成25年度までは6月分が1.9カ月、12月分が2.05カ月、年の合計で3.95カ月でございます。これを年間0.15カ月引き上げるということございまして、平成26年度は既に6月分については支給済みでございますので、年計の0.15カ月を12月分で上乗せするということございまして、平成26年度に限っては2.05カ月を2.2カ月にするということございまして、平成27年度以降につきましては、年0.15カ月上げる分を2回に分けまして0.075カ月分をそれ

それ6月と12月に上乘せするというので、それぞれ1.975カ月と2.125カ月、合計4.10カ月を支給するというものでございます。

施行期日でございますが、平成27年4月1日から施行するというのでございますが、第1条の規定につきましては、基準日の12月1日から適用するというものでございます。

それから、附則の第2条でございますが、期末手当の内払いについて規定をしております。これにつきましては、従前の規定で12月に既に支給をされておりますが、これについては、改正後の条例の内払いにするということでございます。基本、支給日は12月10日でございますが、一旦は改正前の月数で支給しておいて、議決後に上乘せ分の0.15カ月分を支給するというものでございます。以上でございます。

委員長（川合敏己君） これより議案第58号に対する質疑を行います。

委員（伊藤健二君） 今の説明で大体正しいんだと思うんですけど、ちょっとわからないのでお聞きします。

この議案第58号の附則に、施行日の問題が書いてあります。附則第1条、この条例はで始めて、施行日が平成27年4月1日というふうに第1行目に書いてあります。

第2条の規定は平成27年4月1日とあるが、第2条というのは、本文の第2条、つまり期末手当にかかわる論述がしてある部分を指していると理解しましたが、この部分は平成27年4月で矛盾が出ないんですか。

逆に言うと、附則第1条第2項で、第1条の規定による改正部分は平成26年12月1日からやるというので、期末手当そのものを100分の220にしておいて、それからもう一遍さらに2段目に分けるという作業がこの平成27年の4月以降でかかるという解釈にはならないんですか。ちょっとそこを理解ができていないので、説明をお願いします。

秘書課長（前田伸寿君） 議案書の15ページ、この第1条につきましては、先ほど説明しましたように、平成26年の12月1日から適用すると。このページに第2条がございますが、このページの末から16ページにかかる分の第2条につきましては、平成27年4月1日から施行するというのでございまして、この第1条部分が平成26年度分で、12月に一度に一括に支給するという部分でございます。それからこの第2条に係る分については、平成26年度は一括で支給しましたが、平成27年度以降、6月分と12月分でそれぞれ上乘せ分を0.075カ月分ずつ分けて支給するという形の条例を規定しておりますので、それぞれ施行日と適用日が変わってくるというものでございます。

総務部長（古山隆行君） 繰り返しになりますが、資料番号4番のほうの議案説明書の表は、これを表として示しておりますが、改正前の後に、平成26年度が第1条で改正をしておいて、平成26年12月1日に適用しますので、12月分で上げると。第2条は平成27年度以降のことを示していて、6月と12月に半分ずつ分けると。したがって、第2条の改正規定は平成27年4月1日の施行日になるということでございます。

委員長（川合敏己君） ほかに質疑はございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

質疑もないようでございます。以上で本案に対する質疑は終了いたします。

続いて討論をいたします。

討論でございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、討論を終了いたします。

これより議案第58号 可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第58号については原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第59号 可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

総務部長（古山隆行君） それでは、議案書の17ページをお願いいたします。

議案第59号、可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

内容としましては、今の市議会議員の皆さんの期末手当の改定と同様でございます。一般職職員の給与改定に準じまして、期末手当を年額で0.15カ月分引き上げると。これも同様に、第1条のほうは平成26年度の施行について規定をし、第2条では平成27年度の施行について規定をしているということでございます。

それでは、秘書課長のほうから追加があれば説明させていただきますので、お願いします。秘書課長（前田伸寿君） 今、部長が申し上げましたとおり、先ほどの議員の報酬等の条例と全く同様の内容の改正でございます。支給月数の改正、それから不足の手当の支給についても同様に改正をするものでございます。以上でございます。

委員長（川合敏己君） これより議案第59号に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

以上で本案に対する質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

〔挙手する者なし〕

討論もないようでございます。それでは、討論を終了いたします。

これより議案第59号 可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第59号については原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第60号 可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

総務部長（古山隆行君） それでは、議案書の19ページをお願いいたします。

可児市職員の給料支給に関する条例の一部改正でございます。

人事院勧告によります国家公務員の給与改定が行われましたので、これに準じまして、市の一般職職員の給料表及び勤勉手当の支給率等を改定いたします。

主な内容としましては、そこにありますように、勤勉手当の支給率を年額0.15カ月分引き上げ、それから民間企業との格差是正ということで、給料月額を平均0.3%程度引き上げるということ、これは平成26年4月1日にさかのぼって適用すると。それから、平成27年4月1日からは給料月額を平均2%程度引き下げるということ。それから3点目としまして、地域手当の支給割合の上限を国家公務員の改定に合わせて20%に改めるということ、それから4点目としましては、管理職員特別勤務手当を見直すということ、それから5点目に、これまで当分の間ということで行ってございました55歳を超えている職員の給与の引き下げを今行っておりますが、これの終わりの期限を定めるということ等でございます。

少し詳細に担当秘書課長から説明をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

秘書課長（前田伸寿君） それでは、議案書の19ページをお願いいたします。

第1条部分です。先ほどの議案説明書の中の でございますが、地方自治法の改正に伴って、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を追加するということでございます。その理由によって、第2条のこの手当を追加するというものでございます。

それから、次の初任給調整手当でございます。ページ開いていただきまして、20ページでございます。この月額を「5万円」から月額「5万300円」に改めるというものでございます。これも人事院勧告に基づいております。

それから、次の勤勉手当の第22条第2項第1号でございますが、支給率を「100分の67.5」を「100分の82.5」、これが一般職でございます。括弧書きの中の特定管理職職員、課長以上でございますが、こちらの支給率を「100分の87.5」を「100分の102.5」に改め、0.15カ月分上乘せするという改正でございます。

21ページの一番上段の第2号でございますが、こちらは再任用職員の支給率の改定を改正するというので、再任用につきましては0.05カ月分引き上げるということございまして、「100分の32.5」を「100分の37.5」に改めるものでございます。

市の災害派遣手当等につきましては、先ほど新たに追加しましたインフルエンザ手当の項目についてを第3項で新たに追加したというものでございます。

その下、21ページの下から休職者の給与というところと、次ページにわたってございま

す。こちらにつきましては、条例の精査によって語句の修正をするというものでございます。

それから、その下の付則の第16項でございます。こちらにつきましては、55歳を超える職員につきましては、給料、それから期末勤勉手当についても0.15%減額をしております。その数式の減額数値の修正ということですので、期末手当の月掛け数が上がったことによって、その数値を0.15%となるように上げておるといふものの改正でございます。

それから、中段でございます第2条、可児市職員の給与支給に関する条例の一部を次のように改正するというところでございまして、議案書の27ページから36ページまで、給料表1、2、3がございしますが、現行の給料表をこの表に改めるといふところでございまして、こちらにつきましては、平成26年4月までさかのぼって、平均0.3%引き上げるといふ改正でございます。

次に、第3条でございます。最初に地域手当でございますが、先ほど議案の中で部長が申し上げたとおり、地域手当の見直しによりまして、級地区分、支給割合が見直しをされました。最大支給率が18%から20%に見直されたことによって改正をするものでございます。

次に、23ページをお願いいたします。

勤勉手当でございますが、先ほど第1条で御説明しましたのは、平成26年度は12月で一括支給するというものでございますが、平成27年度以降は、0.15カ月分を6月と12月に2回に分けて支給するというものでございまして、0.075カ月分ずつそれぞれ引き上げるといふことで、第1条で一度改正をしておりますので、その分、数値を改めるといふものでございます。

それから、その下の第2号につきましては、再任用職員について記載をしております、再任用につきましても、0.05カ月分引き上げましたので、それを平成27年度以降は2回に分けて支給するという改正でございます。

それから、その下の第23条の2でございますが、管理職職員特別勤務手当の見直しということで、従前、平日の深夜については手当支給がございませんでしたので、災害等で緊急、臨時に平日の深夜0時から午前5時まで勤務した場合について、1回につき6,000円を超えない範囲で支給するということが人事院勧告で示されましたので、24ページの第2項で平日の深夜勤務について、それから第3項で1回の金額について改定と平日の支給額を規定しております。

それから次に付則の第13項でございますが、これにつきましては、先ほど部長のほうで既に御説明しておりますが、55歳以上の特定管理職員（課長以上）が0.15%減額支給されておりますが、それが当分の間ということを示されておりましたが、これを平成30年3月31日をもって廃止するというので、改めるものでございます。

次に、25ページの第16項をお願いいたします。

勤勉手当の上乗せ分につきましては、平成26年度は12月に一括で支給しましたが、平成27年度以降は、6月と12月と2回に分けて支給するというので、再度、55歳以上の職員の減額支給の数値を修正するというものでございます。

その下の第4条でございます。第2条で改正いたしました27ページから36ページの別表の1、2、3を再度、議案書の37ページから46ページまでの別表1、2、3に改めるものでございまして、こちらにつきましては、平成27年4月1日から、平均で2%引き下げるというものでございます。

施行期日でございます。この条例につきましては、基本的に公布の日から施行しますが、22ページの第3条、それから25ページの第4条、26ページの附則の第4条と第5条については、平成27年4月1日からの施行となります。

それから、附則の第1条の第2項と第3項でございますが、戻っていただきまして、条例の第1条、それから給与改定の第2条につきましては、平成26年4月1日からの適用としますが、20ページの勤勉手当、第22条第2項及び22ページの付則16項につきましては、平成26年12月1日からの適用ということですので、よろしく願いいたします。

それから、附則の第3条では、改正前の12月に支給する勤勉手当について、内払いについて規定をしておるということでございます。

それから第5条では、給料表の改正によって減額となる職員について、平成30年3月31日までの現給保障について規定をしております。3年間、現給保障をするというものでございます。以上でございます。

委員長（川合敏己君） それでは、これより議案第60号に対する質疑を行います。

委員（伊藤健二君） 議案書の25ページの附則の（施行期日等）、この附則の第1条には、附則第4条及び第5条の規定とありますが、この附則第4条、5条というのはどこに表示してありますか。

秘書課長（前田伸寿君） こちらにつきましては、26ページの第3条の下に第4条、第5条とございますが、こちらに係る分でございます。

委員（伊藤健二君） もう一つ、「付則」という字がありますね。例えば、24ページの付則、これは現行の給与条例、職員の給与支給に関する条例の本文についている付則という理解でよろしいんですか。

そしてもう一つ、きょう今審議中の第60号の議案書に関しては、「附則」という理解で統一されているということでもよろしいですか。

秘書課長（前田伸寿君） はい。今伊藤委員のおっしゃったとおりで結構です。

委員長（川合敏己君） そのほか質疑ございますでしょうか。

委員（伊藤健二君） ちょっとお尋ねしますが、付則第13項の規定が適用されるという言葉の意味は、簡単にいうとどういうことでしょうか。

秘書課長（前田伸寿君） これは、従前の改正の中で新たに盛り込まれたものでございまして、平成22年から当分の間ということで、55歳以上の特定管理職職員については、勤勉手当、期末手当及び月額給料から0.15%減額されて支給しております。それがずうっと今続いておりますわけですが、これが人事院勧告に基づいて平成30年3月31日をもって廃止するということが通告されましたので、その規定を改正しておるということでございます。

総務部長（古山隆行君） 平成27年4月1日から、給料表の2つ目の改正で2%下げます。この中で0.15%を吸収していくということで、3カ年で総合的見直しをするので、今まで当分の間でやっているやつは3カ年で2%に吸収されるので、0.15%はおしまいになりますよという理解でいいと思います。

委員（伊藤健二君） そうしますと、付則第16項で、付則第13項の規定が云々と書いてあるので、一度今0.15%減らされているのをここで戻すんですか。それとも、付則第16項は漸減させていく規定をここで盛り込んだということなんですか。まずそれを教えてください。

秘書課長（前田伸寿君） 付則第16項につきましては、基本的に今の0.15%を減額するという意味の数値でございますので、これを廃止したことによって機能がなくなるということでございます。

委員（伊藤健二君） 平成27年4月1日からの平均で2%引き下げという中身は、この条文の今回の変更内容のどこに書いてございますか。

秘書課長（前田伸寿君） その部分につきましては25ページの第4条でございます。中段でございますが、付則第16項の下から、一番下に17から20で略と書いてありまして、ここで箱が切れておりますが、その下に第4条でございます。可児市職員の給与支給に関する条例の一部を次のように改正するというので、別表の資料の37ページから46ページ、これが平成27年4月1日からの新しい給料表になるということでございます。

この給料表自体が平均で2%引き下げをされておる給料表ということでございます。

委員長（川合敏己君） ほかに質疑ございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もございません。以上で本案に対する質疑は終了といたします。

続いて討論を行います。

委員（伊藤健二君） この条例案は、最後に明らかになりましたけれども、人事院勧告によって、平成27年度からではあります、平均で給料を2%引き下げるという内容を反映したものとなっています。国会の討論では、日本共産党は公務員の4割に悪影響を与えるこうした賃金の引き下げ勧告については、甚だ問題があるということで、人事院勧告制度そのものが本来なら公務員の交渉権を奪うかわりに、適正に公務員の生活水準、生活給を確保するというののために用いられた手法であるわけではありますが、今回は人事院勧告が公務員給与の切り下げの道具として使われてきたという状況であります。それで、国会でも佐々木憲昭衆議院議員が反対討論を行って、問題点を指摘しました。その立場から、本条例案についても、25ページ、第4条の条例の一部の改正事項がございます。37ページから46ページに定めてある別表にありますような給料の引き下げ条例案が入っておりますので、他の問題については問題はないかと思いますが、この給料引き下げ案を現時点で条例改定しようとしているわけでありまして、その点に反対をいたします。

委員長（川合敏己君） ほかに発言はございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、討論を終了いたします。

これより議案第60号 可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、議案第60号については原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

ここで10時40分まで休憩といたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時40分

委員長（川合敏己君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第61号 可児市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

財政課長（酒向博英君） それでは、議案書の47ページ及び議案説明書の3ページをお願いいたします。

議案第61号 可児市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

改正の趣旨は、市長による管理を行うときの要件について、関係条文の改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、条例第13条におきまして、市長による管理を行う場合として、現在、指定管理者の指定を取り消し、または期間を定めて管理の業務の全部、もしくは一部の停止を命じたときや、指定管理者が天災、その他の事由により管理の業務の全部、もしくは一部を行うことが困難となった場合ということ想定しております。

今回、これに加えまして、新たに指定管理者を公募しても申請がなかったとき及び申請はあったが、選定の結果、候補団体に該当するものではなかったとき、この2つを追加するものでございます。また、わかりやすいように、その該当用件に関する条文を改正前の内容も含め、第1号から第4号に分けて表記をしております。

これまでに新たに加える2点のようなことが問題になったことはございませんが、将来的には申請がないというケースや、申請はあったものの、選定の結果、候補団体に該当するものがなかったというケースも想定し、条例を整備しておくことが適切との判断により、今回、改正をお願いするものでございます。

施行日は、平成27年1月1日からとしております。

なお、9月議会の本委員会におきまして、12月議会提出予定議案として、この条例改正の

内容を私から御説明させていただきました。その内容の中で、今回の改正内容のほかに、第8条、これは事業報告書の作成及び提出に関する規定でございますが、この改正も含めておりましたが、その後の検討や庁内の法令審査委員会などを経た結果、そのとき御説明申し上げた第8条の改正は行わないということにしましたので、御了承をお願いいたします。

その理由としましては、9月に説明した内容では、指定管理者が毎年度終了後、30日以内に管理に係る経費の内容を含む実績報告書を市長に提出することになっておりますが、指定管理者となっている法人等の決算は、例年5月に開催される総会や理事会で承認されるため、30日以内の提出の規定では、承認される前の書類となりまして、こうした現状に照らし合わせて、30日以内を60日以内に変更してはどうかということを考えているということをお知らせしました。しかしながら、その後、条例案を精査していく段階で、実績報告書は総会等で承認されたものでなければならないという根拠が弱いということ、それから、これまでの30日ということと特に支障はなかったこと、それから仮に30日以内に提出した実績報告書等、総会等に提出されたものとの相違があれば再提出などの運用で対応できること、さらには、県内自治体の同様の条例を見ても、提出期限は30日であったり50日や60日であったりとまちまちであると、こういった理由によりまして、第8条の改正の必要はないという結論に至りました。

したがって、9月に御説明申し上げました内容について、この点を変更しておりますので、よろしくをお願いいたします。以上です。

委員長（川合敏己君） これより議案第61号に対する質疑を行います。

委員（川上文浩君） ということは、ことし報告書の提出について、遅いか早いかということとがたがたとしたことがあったんですけれども、今までどおりのやり方でやると、議会もそういう対応でいいということによろしいか。

財政課長（酒向博英君） 今までどおり30日以内に出していただくという日にちは変えないということ、提出していただく書類についても、今までどおりのやり方で出していただくということでございます。

委員（川上文浩君） もう一回整理させていただくと、議会提出、6月議会、9月議会とあったと思うんですけれども、その部分は何か変更がありますか。

財政課長（酒向博英君） 申しわけありません。これはあくまでも指定管理者が市へ実績報告書としている書類というものの規定でございますので、議会へ提出する書類とはまた異なった取り扱いとなりますので、よろしくをお願いいたします。

委員（伊藤健二君） 第13条に定める管理の全部または一部を市長みずから行うものとするという現行の文章は、今度条件化をしてここに書いたとおりですが、この市長が行う期間、いつまでそうした欠格条項によってみずから管理を行うとなるのでしょうか。その定めはどこかに出てくるのでしょうか。

財政課長（酒向博英君） それぞれの施設につきましては、設置管理条例におきまして、管理は指定管理者が行うこととするというのを規定しております。したがって、この条

文による市長の管理は、ある意味イレギュラーなことになりますので、当然もう一度、再度指定管理者を公募して決定していくと、その間の期間という解釈になります。

委員（伊藤健二君） イレギュラーは理解しますが、その間の経営というのは、指定管理者制度に基づくものなのか、それとも直営と解すべきものでしょうか。制度的な問題、条例との関係で整合性はどうなりますか。

財政課長（酒向博英君） 市長の直接管理になりますので、指定管理ではなく直営による管理ということになります。

委員（伊藤健二君） そうしますと、指定管理に定めたけど、応募者がいなく、指定管理者制度が実行されていない。その間は直営であって、直営の間に再度の応募等を諮って、確定をして、ここに任せるよというのが議決された時点で、そこに定めた期間から指定管理者制度に戻すというか、本来の形になるという理解でよろしいですか。

財政課長（酒向博英君） 伊藤委員がおっしゃられるとおりでございます。

委員長（川合敏己君） ほかにございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

以上で本案に対する質疑は終了いたしました。

続いて討論を行います。

〔挙手する者なし〕

討論もないようでございます。それでは、討論を終了いたします。

これより議案第61号 可児市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第61号については原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第62号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

総務部長（古山隆行君） それでは、議案書は49ページをお願いいたします。議案説明書のほうは4ページでございます。

可児市税条例の一部改正です。こちらは地方税法等の改正に伴いまして改正するものでございまして、主な改正点としましては4点ございます。資料番号4番の議案説明書のほうでかいつまんで御説明いたしますと、1つは、外国法人の法人市民税の改正がございまして、ちょっと条文が飛んでしまいましたが、第11条第2項と第33条第2項、同じく第33条第5項、第36条第1項が外国法人の市民税に係る改定分、2点目の改正としまして、個人市民税の公的年金等からの特別徴収についての改定がございまして、こちらが第32条の2第1項と第32条の

5 第 1 項、この 2 つでございます。

それから 3 点目は、子ども・子育て支援新制度に関連しまして、地方税法において小規模保育事業と認定こども園の固定資産の非課税措置が新たにつくられるということでの改正でございます。こちらが、第 41 条の 3 と第 41 条の 6 でございます。

それから 4 点目としまして、株式等の配当所得、公社債の利子割の課税方法の改正がございます。こちらは議案質疑でもございましたが、付則第 18 条と付則第 23 条、第 23 条の 2 で規定をするものでございます。

主な内容としては以上の 4 点でございます。もう少し詳細に担当税務課長から御説明を申し上げます。

税務課長（大澤勇雄君） それでは、資料ナンバー 1、議案書の 49 ページの新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思います。

第 3 条の 2 第 2 項は、可児市行政手続条例の改正に伴う条ずれにより、引用条項を改めるものです。

第 11 条第 2 項については、外国法人の法人市民税の課税方式、納税義務者の見直し、外国法人の日本国内に所在する恒久施設について明確に定義されたことにより、所要の改正を行うものです。

50 ページをお願いします。

第 19 条第 5 項は、所得割の課税標準は引用条項を整理するものです。

第 32 条の 2 第 1 項は、公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収についてでございますが、公的年金から市民税を特別徴収されている者が賦課期日後に市外に転出した場合、特別徴収を停止し、普通徴収に切りかえることとされておりましたが、住民税については、年の途中について課税権の移動はございませんので、特別徴収を継続することとされました。これに伴い、転出者に関する特別徴収者の除外規定を削除するなどの条文の整理でございます。

51 ページをお願いします。

第 32 条の 5 第 1 項は、年金所得に係る仮特別徴収税額についてでございますが、これまで年金から税金の天引きの仮徴収は、10 月から 2 月に相当する額を 4 月から 8 月まで仮徴収を行っておりましたが、税額変更等があると、仮徴収の額とそれ以降の税額がいびつになる場合があります。そのため、特別徴収の方法による徴収する住民税の仮徴収税額を特別徴収対象年金所得者に対して課した前年分の住民税のうち、公的年金の所得に係る所得割及び均等割額の合算の 2 分の 1 に相当する額とするものでございます。

52 ページをお願いいたします。

第 33 条第 2 項は、外国法人の法人市民税の課税方式、申告制度の見直しのうち、法人税の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

第 5 項において、申告納付制度に外国法人の規定を追加しております。

53 ページをお願いいたします。

第36条第1項においては、納期の延長の適用を受けた場合の延滞金に関する規定に外国法人を追加するものです。

第41条の3については、地方税法において、子ども・子育て支援法の施行にあわせて、小規模保育事業の用に供する固定資産、認定こども園の用に供する固定資産の非課税措置が創設され、引用条項を整理するものでございます。

54ページをお願いいたします。

第41条の6は、同様に引用条項を整理するものでございます。

続きまして、付則の第7条の4は、寄附金税額控除における特別控除の特例についてでございますが、株式等に係る譲渡所得の分離課税の改組に伴い、適用条文の追加でございます。

55ページをお願いします。

付則第18条は、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、利子割の課税対象であった公社債等を特別公社債と一般公社債に区分し、特別公社債の利子は利子割の課税対象から除外した上で配当割の課税対象とし、上場株式等に係る配当所得の分離課税に追加するものです。

56ページをお願いいたします。

付則第23条は、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例についてでございます。株式等に係る譲渡所得等の分離課税が上場株式に係る譲渡所得と一般株式に係る譲渡所得等の区分に分離課税に改組されたことに伴いまして、一般株式等に係る譲渡所得に係る課税に関する規定を整備するものでございます。

58ページをお願いいたします。

付則第23条の2、特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例についてでございますが、地方税法、その他の法令がそのまま適用となる課税標準の詳細についての規定となることから、これは削除するものでございます。また、新たに設けます付則第23条の2は、上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の住民税の課税の特例についてでございますが、付則第23条の改正と同様、株式等に係る譲渡所得の分離課税が改組され、特定公社債等及び上場株式等の間で、利子、配当及び譲渡損益の損益通算を可能とする規定を整備するものでございます。

飛びまして、60ページをお願いいたします。

付則第23条の4、特定口座を有する場合の市民税の課税所得の特例、付則第23条の5、源泉徴収選択口座内配当等に係る市民税の課税の特例と61ページの付則第23条の6、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除、また63ページから64ページの付則第24条、65ページになりますが、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例については、単に課税標準の計算の細目を定めるものでありますから、条例の性格を踏まえて、条項を廃止するものでございます。

66ページをお願いいたします。

付則第24条の2、先物取引に係る雑所得等に係る個人の住民税の課税の特例については、

条項削除により、引用条項の整理をするものでございます。

67ページから68ページ、付則第24条の3でございますが、先物取引の差金等の決済に係る損失の繰越控除は、単に課税標準の計算の細目を定めるものでありますから、条例の性格を踏まえて、条項を廃止するものでございます。

69ページ、付則第24条の4、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例については、条項削除により、引用条項を整理するものでございます。

73ページをお願いいたします。

付則第24条の5、保険料に係る個人の市民税の課税の特例は、単に課税標準の計算の細目を定めるものでありますから、条例の性格を踏まえて、条項を廃止するものでございます。

最後に、附則で施行日を定めており、第3条の2第2項は、平成27年4月1日、次条の経過措置については平成28年1月1日、第11条、第33条及び第36条第1項については平成28年4月1日、第32条の2第1項及び第32条の5第1項の改正規定並びに次条第2項の規定は平成28年10月1日、第41条の3及び第46条の6の改正規定は、子ども・子育て支援法の施行日、第19条第5項、付則第7条の4、第18条、第23条及び23条の2並びに第23条の4から第24条の5までの改正規定並びに次条3項の規定は、平成29年1月1日に施行するというものでございます。

また、第2条において経過措置を定めております。以上でございます。

委員長（川合敏己君） それでは、これより議案第62号に対する質疑を行います。

〔挙手する者なし〕

以上で本案に対する質疑は終了いたしました。

続いて討論を行います。

委員（伊藤健二君） 本議案は、国による新たな法の制定、あるいは法の改正等に伴って発生した可児市税条例の必要な改正、改定も含むものではありませんが、幾つかの課税の特例等を設定することによって、損益通算の範囲の拡大であるとか、投資家の市場参入の促進を図ろうとした国の法改正に対応する内容で、いわゆる可児市民等の投資環境の整備促進、成長分野ということのようであります。そうした内容も含んで、抱き合わせの条例改正案となっています。

私どもは従来から、大金持ち、そしてまた大企業等の証券優遇税制のあり方に疑問を呈し、税制度の抜本改正を行うよう主張をしてきました。その立場から、投資環境整備の名のもとに、課税の特例をさらに拡大をすることについては反対でありますので、本条例には反対をいたします。

委員長（川合敏己君） ほかに発言はありますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

以上で本案に対する討論は終了いたしました。

それでは、これより議案第62号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、議案第62号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第70号 可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

総務部長（古山隆行君） それでは、議案書は135ページをお願いします。議案説明書は8ページでございます。

議案第70号、可児市消防団員等公務災害補償条例の一部改正でございます。

こちらは形式的なものでございまして、児童扶養手当法が改正されましたことによりまして引用条項にずれが生じたので、改めるものでございます。

内容としては以上でございますが、補足がありましたら、防災安全課長から説明させます。以上です。

防災安全課長（杉山徳明君） ただいま部長が申しあげましたように、付則第5条第7項中の各号の、児童扶養手当法の改正条項に合わせる形で改正するものでございます。

第1号につきましては、資料136ページでございます。児童扶養手当法の「第4条第2項第2号、第5号若しくは第10号若しくは第3項第2号」というものを「第13条の2第1項第1号から第3号まで若しくは第2項第1号」に改めるものでございます。

続いて、2号のほうの同法「第4条第2項第3号、第8号、第9号又は第13号」というところにつきましては、「第13条の2第1項第4号又は第2項第2号」というふうに改めるものでございます。

なお、本条例の変更におきまして、補償そのものの内容が変わるものではございませんので、その旨、お伝えします。また、現在のところ、可児市におきましては、この補償をもらっておる方はお見えになりません。以上でございます。

委員長（川合敏己君） それでは、これより議案第70号に対する質疑を行います。

〔挙手する者なし〕

ないようでございます。以上で本案に対する質疑は終了といたします。

続いて討論を行います。

〔挙手する者なし〕

討論を終了いたします。

これより議案第70号 可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第70号については原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第73号 可茂広域行政事務組合理約の変更についてを議題といたします。それでは、執行部の説明を求めます。

総合政策課長（牛江 宏君） それでは、議案書の139ページと議案説明書のほうの8ページの下段から9ページのほうで説明をさせていただきます。

この案件につきましては、可茂広域行政事務組合の規約を一部改正することによりまして、地方自治法によりまして、その構成団体の議会の議決をいただくというものでございます。この9月に可茂広域行政事務組合の管理者から依頼を受けましたので、今回、提出をさせていただいております。

中身につきまして、可茂広域行政事務組合の共同処理する事務から、視聴覚教育の推進に関する事務と広域における観光振興に関する事務を廃止するというものでございます。

背景について少し御説明申し上げます。

平成25年度から、可茂広域行政事務組合のあり方について、事務レベルで検討してきております。その中で、視聴覚の推進に関する事務及び広域における観光振興に関する事務につきましては、必ずしも可茂広域行政事務組合という組合としての事務として取り扱う必要があるかどうかという議論がありました。その中で、それぞれ直接は視聴覚は、可児市でいきますと市民部局、それから観光については観光経済部局の担当レベルで協議をしまして、その中で、視聴覚教育につきましては、背景からいきますと、昔は視聴覚というものが16ミリフィルムを使った時代から始まっておりまして、視聴覚振興のためには、そういう教材を市町単独で持っていくのは非常に投資も要る、それから教材をそろえるのも費用がかかるというようなことから、共同事務として処理してはどうかということがありました。

それから観光については、可茂広域という一つの圏域を重視して一体となって観光振興を図るべきではないかということから入ったようでございますが、現時点になりますと、視聴覚教育につきましては、今のような16ミリフィルムというのはほとんどございません。その後、VHSテープから、今はDVDという形になりましたし、プロジェクターというようなものもそろってきまして、非常に利用するDVDのソフトも多くなってきたということで、必ずしも広域をそのまま継続する必要はないのではないかというようなことから、組合の事務としての必要性は低くなったということ、それから観光振興につきましても、可茂広域に限定することなく、可茂広域以外にも中濃圏域であるとか、可児市の場合ですと、東濃、もしくは犬山との観光連携という、それぞれ幅広く観光振興を行っていることもありますので、これも可茂広域行政事務組合としての処理としての必要性は低いのではないかというような議論になりました。

そこで、視聴覚教育につきましては、組合の事務から外すということとともに、視聴覚については、これは次の議案にもなりますけれども、今ある資産につきましては、継続して活

用できるような方法を探るということで、広域の視聴覚教育については、これ以上は広域として特に進めないというような方向となっておりますし、もう1つ、観光振興につきましても、組合の事務としてではなく、協議会レベルで観光連携を図るということでどうかというようなことで方向性が示されまして、基本的には、その方向として組合で進めていくことで、構成市町村で合意が得られましたので、今回の規約改正に入ったというところでございます。

以上、背景は今のようでございますので、よろしく願いいたします。以上です。

委員長（川合敏己君） それでは、これより議案第73号に対する質疑を行います。

〔挙手する者なし〕

それでは、以上で本案に対する質疑は終了いたしました。

続いて討論を行います。

〔挙手する者なし〕

討論もないようでございます。討論を終了いたします。

これより、議案第73号 可茂広域行政事務組合格約の変更についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第73号については原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第74号 可茂広域行政事務組合格約の変更に伴う財産処分についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

総合政策課長（牛江 宏君） 今、議決いただきました規約の改正の中で出てきました視聴覚教育に関することでございますが、これにつきまして、組合の事務から外すとともに、補足説明でさせていただきましたように、今後は視聴覚については、今ある財産をもって継続していくということで、その財産をどう利用するかということが今回の議案でございます。

議案書の140ページと議案説明書の9ページでございますが、今の廃止に伴いまして、財産の全部を平成27年4月1日から、美濃加茂市に帰属させるということでございます。

先ほど少し説明させていただきましたように、視聴覚に関する事務につきましては、時代の流れから16ミリフィルムから今やDVDの時代になりました。DVDも財産として持ちながら、今までずっと広域行政事務組合として視聴覚に関する事務を取り扱ってまいりました。先ほど申し上げましたように、今後も利用者については年間1万人を超える方が利用されているということで、全部財産処分をしてなしにしてしまうというのもいけないだろうというようなことで担当レベルで話をさせていただきまして、流れとしては、美濃加茂市の図書館のほうでその財産を受けることによって、広域で利用は当然できるという前提になっておりますので、今の状態が可茂総合庁舎の中に1室を設けてやっておりましたが、実態としては変わらない。プラスしまして、土・日も利用できるというようなことから、全体として

利用者の便は上がるということ、それから可茂総合庁舎のときには、臨時職員を雇いまして、その方が貸し借りもしていたというようなこともありますので、総体的に経費としても、その分、美濃加茂市に持っていただくわけですが、なくなるというようなことから、特に利便性に大きな影響もないというような判断のもとで、美濃加茂市に帰属するということになりました。

帰属する財産につきましては、プロジェクター、スクリーン、DVDプレーヤー、それからDVDのソフトでございます。DVDのソフトにはいろんな分野のものがございます。社会教育関係のものが大半でございますが、アニメであったり、実写でわかりやすくしたりと、いろんなものがありますので、それを有効活用していただくということで進めてまいりますのでございます。

なお、先ほど説明しましたように、当初は16ミリ映写機の時代から始まっておりまして、VHSデッキ等も財産として持っておりますが、今なかなかそういう機械を使って利用いただくということもありませんので、これにつきましては、今年度いっぱいをもって、可茂広域行政事務組合として不要という形で財産処分を行います。その際には、財産処分してなくしてしまうもので、構成市町村で欲しいというところがあれば、そちらのほうに受け渡すというような流れも聞いておりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上です。

委員長（川合敏己君） これより議案第74号に対する質疑を行います。

委員（伊藤健二君） 2期ぐらい前の時代には、この16ミリフィルムが予算審議の中で話題になったこともあったんですけど、これは何だという話と、一体どうやって活用するんだという話でやっていましたけど、数年前に市長の市民の点検委員会ですか、事業評価市民委員会、要するに行政点検ということでやりまして、物議を醸しました。そのときに、広域行政の16ミリフィルムなんて時代おくれじゃないの、もうやめてしまいなさいよという指摘があって、そのとき以降、この問題については議論が起こったんじゃないかと思いますが、その経緯を踏まえて、総合政策課のほうで所管してもらったと思いますけど、最終的にこれまでそこに保全していたDVDだとか16ミリだとかVHSテープの中身で、ソフト、コンテンツとして可児市側に譲り受けたり、転写したりして、可児市民が可児市の中で、可児市の図書館でもいいんですが、利用できるような状況に至ったものはあるんですか。それとも全く全ての財産コンテンツ、ソフトが美濃加茂の図書館に行ってしまうと、一部は廃棄という形になってしまうという理解になるんでしょうか。お教えてください。

総合政策課長（牛江 宏君） 今は16ミリフィルムということで御質問いただいたということで、お答えさせていただきます。

16ミリフィルムにつきましては、76本、今あるようでございますが、それについては、今回3月31日をもって廃棄処分という形を、組合としての廃棄処分という考え方を持っております。これは、先ほど少し御説明しましたように、視聴覚につきましては、可児市の場合ですと生涯学習文化室、市民部の担当部局がありまして、それぞれ構成市町村の視聴覚担当部

局が協議する中で、16ミリフィルム自体が非常に今後使いづらいということと、その中でもほとんどがDVDに、時代の流れに合わせてソフトとして再度つくられてきているという背景をもって廃棄処分という形の判断をしたというふうに確認しておりますが、委員おっしゃられるように、その中で可児市としてとっておくべきものがあるかと申しますと、DVDソフト自身は市町村独自、要は可児市のものをどうこうじゃなしに、やはり可茂広域として生涯学習的に使うものというのが大半のソフトですので、そのものに、要は可児市がそこで廃棄する中から、これだけをどうしても可児市でとっておくと、将来可児市のためにというのはほとんどないようでございますが、再度確認のために、先ほど言いましたように廃棄する前に必要に応じて市町村へ分配するという話もありますので、そこは伝えておきたいというふうに思っております。以上でございます。

委員長（川合敏己君） ほかに質疑はございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言ありませんので、以上で本案に対する質疑は終了といたします。
続いて討論を行います。

〔挙手する者なし〕

それでは討論を終了いたします。

これより、議案第74号 可茂広域行政事務組合理約の変更に伴う財産処分についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第74号については原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、陳情第9号 平成27年度税制改正に関する提言についてを議題といたします。

まず、委員の皆様にお伺いいたします。

陳情の審査に当たりまして、どのように取り扱うか御意見をいただきたいと思いますが、委員（伊藤健二君） 聞き置きでよろしいかと思えます。

委員長（川合敏己君） 今、伊藤健二委員のほうから、これは毎年出ているものでございませぬけれども、聞き置きという御意見がございましたが、どうでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。それでは、陳情第9号につきましては、総務企画委員会聞き置きとさせていただきます。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

それでは、お諮りいたします。

本日審査をいたしました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長・副委員

長に御一任をいただきたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めますので、そのようにさせていただきます。

それでは、以降の議事につきましては、担当の部課長のみで行いますので、担当以外の部課長は御退席をいただいて結構でございます。

それでは、議事の都合により暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時24分

委員長（川合敏己君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、報告事項１．可児市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第１項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

企画経済部参事（荘加淳夫君） この条例の案につきましては、３月議会で上程させていただき予定でございます。委員会資料番号は２ - １です。

条例の目的といたしましては、工場立地法によります一定規模以上の工場に課せられています土地利用制限のうちの敷地の緑地率を緩和することで、企業が敷地を有効に活用できるようにするという目的で進めております。

詳細につきましては、経済政策課長から説明いたします。

経済政策課長（村瀬雅也君） まず、この法律ですけれども、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律ということで、大変長い法律ですが、こちらのほうは、平成19年６月の施行の法律でございます。これはもともと都道府県と市町村が地域の特色を生かした産業集積のための地域産業活性化基本計画を策定し、それに基づいて一定の支援をするというような趣旨に基づいた法律でございます。これに基づいて、市と県とで、平成19年に基本計画を作成した経緯がありました。

今回、それに基づきまして、第10条第１項の規定に基づく準則を定める条例ということで、個別に緑地の緩和を定めるというものでございます。

先ほど参事のほうから申しましたように、工場立地法により、一定規模以上、これは土地については9,000平米以上、建物については合計3,000平米以上の工場につきましては土地利用制限がございます。こちらの土地利用制限がかかる中で、例えば緑地であったり環境施設ということで、現在は25%、もしくは20%の制限がございます。そういったものについての緩和を図っていこうというものでして、資料の２番を見ていただきますと、そちらのほうの内容が記載してございますが、まず(1)としまして、工場の緑地及び環境施設面積率を緩和する区域ということで、まずエリアが決まっております。これは、この法律の中で定めた区域というのが地番で指定されておまして、それが可児工業団地の一部、この一部というの

は、地区計画の策定してあるエリア以外の部分、それと二野工業団地ということで、こちらが産業集積の形成をする地区としても指定がしてあります。ですから、今回は、可児市内で指定された一部の地域だけを対象にしたいと考えております。これは、工業団地のところ、もしくは二野のほうにつきましても、周辺で緑地が非常にとってございますので、周りへの影響が非常に少ないということで、まずはここで緩和をしていくということで、市内全体ですと、またほかにいろいろなところがございますので、まずは全体じゃなくて、ここについて行っていくということでございます。

また背景的には、可児工業団地の中で、そういった緑地の緩和に対する要請とか、そういった希望が出ているということもその要因の一つでございます。

(2)でございますが、工場区分ごとの緑地及び環境施設面積の割合ということで、その表に書いてございますように、緑地面積が現在は工場敷地面積の20%以上ということになっております。また、環境施設面積、この環境施設面積というのは、そちらに で御説明をさせていただいておりますが、緑地に含んでも結構なんですけれども、運動場であったり運動施設、その他のこういった施設が生活環境保持に寄与するために残す施設という形でありまして、それを合わせて25%ということで現在はなっております。それぞれ、その面積の制限数値を今回の条例を定めることによりまして、緑地面積については5%以上へ緩和、また環境施設面積については10%以上に緩和するというところでございます。

お手元の資料、次のページを見ていただきますと、A4の横になっております。こちらのほうを見ていただきますと、今の現行制度のところは簡単に左側にまとめておりまして、右側に、今回の措置によってどうなるかということが簡単にまとめてございます。

この右の下の方に表がございます。これは、甲種、乙種、丙種ということがございまして、それぞれ地域によりまして緩和できる面積率が違うということがもともとの法律に定めてございます。その中で、今回の該当する地区につきましては、乙種区域ということで、主として工業等の用に供されている区域ということに解釈されますものですから、その中で最大の緑地率の緩和率を適用した条例を設置したいということを考えております。

ただし、この緩和率につきましては、それぞれの緑地について緩和の条例を設置しますが、もともと都市計画法における緑地、もしくは林地開発における緑地部分については、この条例にかかわらず、緑地として残す必要がございますので、工業団地内の場所にもよりませんが、5%まで、必ずしも敷地ごとに考えるといけるものではないということがありますので、参考までに申し添えておきます。

説明のほうは以上です。

委員長（川合敏己君） これより質疑を行います。

委員（伊藤健二君） これは、経済政策課として、経済政策の一環ということで出されているわけですが、工業団地内の制限数値を緩和しようとするものだということで、工業団地のほかの問題については対象としていないという理解でよろしいんですね。

経済政策課長（村瀬雅也君） もともと企業立地促進法の中で定めている集積地区が、この

間に工業団地の一部と二野工業団地になりますので、その中で定められた区域のみ、この条例により定めるということとでございます。ですから、ここ以外のところにつきましては、特に定められるものではないです。

委員（伊藤健二君） 条例制定の目的のところ、企業立地の促進とあわせて集約を押し進めると書いてあるので、4段目ですが。その集約というのは、工業立地の中に新たな企業なりが工業団地に進出をして企業立地を凶ってくれという意味を指しているという理解でいいかということと、もう1つは、都市計画法上の工業専用地域であるとか、住宅専用だとかの関係については全然波及しない、限定された地域の話という理解でよろしいですか、この2点です。

経済政策課長（村瀬雅也君） 今、委員おっしゃられたとおりでございます、このエリアの中に集約したいということもございまして、このエリアの中で、例えば現在もう既に進出してみえる企業もございまして、その中で新たな増築が可能になるということですね。25%でできなかったところが新たに増築ができるといったこともですし、またさらに、例えば我々の可児市の土地等、また愛知県の土地等、工場を誘致する場合に競争があるわけなんですけど、その中で緑地率の高い・低いがありますと、せっかく単価が安くても25%でしかできないとか、そういうことになると優位性を失うということもございまして、そういう意味での立地を促すことと、既存の企業のさらなる拡張を促すということが目的ということが言えると思います。

それともう1点でございますが、都市計画のエリアの中でということとでございます。これは先ほどもお話のように、地番が指定されて、この法律の中で集積地域ということと合意がなされておりますので、その範囲にしか及びません。以上です。

委員長（川合敏己君） ほかにございますか。

〔挙手する者なし〕

それでは、報告事項1につきましては、これにて終了いたします。

それでは、議事の都合により、暫時休憩といたします。以降の議事担当者以外の方は御退席いただいて結構でございますので、ありがとうございました。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時36分

委員長（川合敏己君） それでは、休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、報告事項、2．可児市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、報告事項3．可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について、報告事項4．可児市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止については、関連する事項でございますので、一括議題といたします。

また、これら報告事項は、教育委員会改革によるものであるため、最初に部長、そしてその後教育総務課長から概要説明を、その後報告事項の所管部課長から説明をいただきま

す。

それでは、説明を求めます。

まず、総務部長からの説明を求めます。

総務部長（古山隆行君） それでは、委員会資料の3 - 1と3 - 2をごらんください。

今、委員長からお話しありましたように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正がございまして、平成27年4月1日に施行されます。教育委員会の制度が改革されるということでございます。これに伴いまして、可児市の条例で改正の必要がある条例ということで、この3本を3月議会の改正を予定するということで報告をさせていただいたところでございます。

議会運営委員会の時点では、この3本の条例が対象になるというふうに見ておりましたが、その後、詳細に見ていきまして、2本追加ということでお願いを申し上げます。

資料3 - 1にありますように、この 可児市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例、それから常勤の特別職職員の給与に関する条例、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例は報告をさせていただいたとおりでございますが、次の と が、これも関係するということが議会運営委員会以後わかってまいりましたので、まことに申しわけございません。今回追加をさせていただいて、現時点で5本の条例改正を予定するということでございます。

可児市職員の旅費に関する条例、それから可児市特別職報酬等審議会条例、ここに教育長が特別職ということになりますので、加えるということが追加されます。

それでは、教育委員会改革の内容について、教育委員会の教育総務課長が来てくれておりますので、そちらで説明をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いをいたします。

教育総務課長（渡辺達也君） それでは、私のほうからは、今回の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う条例改正に当たりまして、この法改正の趣旨や背景などを簡単に御説明いたします。

お手元に配付させていただきました委員会資料3 - 2の表紙をごらんいただきたいんですが、この中段に、今回の法改正の趣旨が黒字で記載されてございます。教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るというものでございます。

中をお開きいただきまして、上段には、これまでの教育委員会の課題は何かということが列記されてございます。ここにございますように、教育委員長と教育長のどちらが責任者かわかりにくいとか、教育委員会の審議の形骸化、いじめなどの問題に対して、必ずしも迅速に対応されていないなどが上げられておりますが、こういった課題等につきまして、改革としましては、この上段の真ん中にございますように、教育行政に対する責任体制の明確化、教育委員会の審議の活性化、迅速な危機管理体制の構築などが上げられております。この上

段の下に、 から までの4つのポイントが付記されております。それぞれのポイントのキーワードといたしまして、「教育長」、ポイント2は「教育委員会」、ポイント3は「総合教育会議」、ポイント4は「大綱」と、この4つのキーワードがここに記載されてございます。このうち、来る3月議会で上程を予定しております今回御説明させていただく条例改正は、基本的にはポイント のキーワード「教育長」、すなわち教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置に伴うものでございます。

なお、この資料の裏面をごらんいただきたいと思いますが、このQアンドAのQ1をごらんください。ここには、来年4月1日に、教育委員長と教育長を一本化した新教育長が任命されるのかという質問が記載されておりますが、その答えは、現行制度の教育長が、その教育委員としての任期が満了するまで、またはみずから退任するまでは、現行制度の教育長として在職するものとする経過措置が改正法にうたい込まれております。ちなみに、当市の籠橋教育長の教育委員としての任期は、平成28年9月30日でございますので、来年4月1日以降も、この経過措置により、在職する場合は、必ずしも平成27年4月1日までに関係例規を改廃する必要はございませんが、新教育長に移行するタイミングが現教育長の教育委員としての任期満了以外に、例えば辞職とか死亡、罷免等、予期せぬタイミングとなる場合も考えられることとございますので、万全を期す観点から、平成27年4月1日までに制定していくことが望ましいとの判断に基づきまして、次回3月議会で上程させていただく所存でございますので、何とぞこの点をお含みおきの上、本委員会所管となります関係条例の改正のポイントを引き続き担当の秘書課長から御説明いたしますので、よろしくお願ひします。

秘書課長（前田伸寿君） それでは、私のほうから、資料番号の3-1に基づきまして御説明をさせていただきます。

基本的に から の条例5本につきまして、秘書課所管ということで、総務企画委員会所管となるということで、具体的にどういった形の改正になるかについて御説明をさせていただきます。

まず最初に、可児市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例でございます。こちらにつきましては、教育委員の報酬と費用弁償が記載をされておりますが、その中に、教育委員長と教育委員、それぞれ別表で記載されております。この法の改正によって、教育委員長の部分を削除するという条例の改正について上程を予定しておるというものでございます。

それから2つ目の、可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例でございます。こちらにつきましては、現行、特別職としては、市長、副市長のみの記載でございますが、新たに新教育長ということで特別職という位置づけになるということでございますので、基本的には教育長の給与部分を追加するというものでございます。

それから3つ目の、可児市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例ということでございます。こちらにつきましては、教育長独自の条例でございますが、こちらには、教育長の給与部分、それから教育長の勤務条件について記載をしております。基本的に教育

長につきましては、従前は一般職でございましたので、一般職と同じ規定で勤務するという規定でございましたが、給与につきましては、先ほどの2つ目の特別職の条例のほうに追加するというので、勤務条件についてどういった形で条例化するかということにつきましては、再度これから精査をさせていただきますので、本条例を一部改正として残すのか、廃止して、前の条例の中でうたい込むかについては再度精査をさせていただきますので、今回につきましては、改正、または廃止するというので上げさせていただきますので、お願いいたします。

それから4つ目の、可児市職員の旅費に関する条例につきましては、特別職についてもこの条例で旅費を規定しておりますので、そちらに教育長を加えるということで改正を予定しております。

それから最後5つ目の、可児市特別職報酬等審議会条例につきましては、特別職、現行、市長、副市長、それから議員の皆様様の報酬と政務活動費について、市長の諮問によって審議する機関の条例でございますが、こちらにつきましても、教育長を新たに追加するというので改正をさせていただいて、3月議会のほうに上程をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

なお、6番目の条例につきましては、教育委員会所管ということですので、教育福祉委員会のほうでまた御説明をさせていただくこととなりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

委員長（川合敏己君） これより質疑を行います。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑もないようでございますので、これにて報告事項2、3、4につきましては、終了といたします。

それでは、議事の都合により、暫時休憩といたします。以降の議事説明の担当者以外の方は退席をいただいて結構でございますが、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時47分

再開 午前11時48分

委員長（川合敏己君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

報告事項5．リニア中央新幹線に係る事業説明会についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

総合政策課長（牛江 宏君） リニア中央新幹線につきましては、御承知のとおり、JR東海の事業として進んでおるところでございます。平成26年10月17日に事業認可がおりまして、現在、事業着手をしておるという状態でございますが、工事の着工にはまだもう少し時間がかかる中で、事業説明会が行われております。

去る11月28日に、総合会館にて可児市全域のリニア中央新幹線に関する説明会が行われまして、その際には、議員の皆様何名かには御参加いただいております。内容については

御承知かもしれませんが、改めまして、きょう、その内容について御報告させていただくとともに、いろんな状況についてお知らせをさせていただくということでこの機会を設けた次第ですので、よろしくお願いいたします。

それでは、委員会資料4のほうで説明をさせていただきます。

これは、当日配付はされておりません。実は当日につきましては、環境影響評価の資料をもとに冊子だけ配られまして、その一部に工事説明の内容が入っておただけでございますので、当日、パワーポイントで配付されました資料が、現在、JR東海から公開されておりますので、その資料を今回印刷して配付させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料に基づいてざっと説明だけさせていただきます。

1ページ目の下段でございます。

本日の事業説明会の趣旨という形のものでございますが、これが今後、工事の実際着工するまでにどんなような形でJR東海のほうから説明とか設計とか、そういうものが進むのかというあらましが書いてございます。ここを見てくださいとわかりますように、後ほど説明もさせていただきますが、まずは事業認可を受けたということで、その報告及び、今までの環境アセスメント全体をまとめて皆様にお知らせするというのと、これから具体的に地域の皆様や地権者の皆さんに、どういうことが起きるのかというのをまとめた説明でございました。そこら辺をあらかじめ御了解いただきたいと思っております。

今回、事業説明会は市町単位で終わっております。これは、県内も11月の初めぐらいからスタートしまして、12月の初めに多治見市で終了しております。先日来、新聞にも載っておりますように、今月の17日には着工したいということで、着工されるようでございますが、これはあくまでもJR東海が自己敷地で持ってみるところからスタートするというところでございます。

この市町説明会の後には、ここにもありますように、より小さい地区の単位で開催するというので、これにつきましては、可児市内でも始まっております。先週、久々利地区で3日に開催されました。それから、あした大萱、それから来週19日に平牧地区、そして21日に桜ヶ丘地区で開催されます。これにつきましては実は公開されておりませんで、JR東海の意向によりまして、要は関連する地域の皆さんに御出席を主にいただきたいというようなことで、地権者を対象にしているということでもなく、地区外の方に広く一般に来ていただくというのではなく、より事業に直接関連する、工事に関連する皆様に中身を知っていただきたいというようなことで、その地域の皆さんと相談しながら、周知の方法等を決めてまいりまして、ほとんどが回覧という形なんですけれども、それで開催日も周知方法もそこで決めてきたという経緯がございますので、その辺については、議員の皆さんにも今お知らせしたというところがございますので、よろしくお願いいたします。

なお、取材等についても、JR東海からは、これは公開をしないのでお断りをするというようなことも入っておりますので、これもあわせてお知らせをしておきます。というような

ことで、今までは市町単位で公開で行ってきたものを、これからは非公開というところに適切な言葉かどうかわかりませんが、そういう形で地区単位で説明が入るということでございます。

それから、その後に、中心線測量をするというようなことで、実際、これは中心線測量することによりまして、今が余りにも概略設計ですので、より詳細に設計をしなければいけないということで、設計をするということになります。

それから、その協議を行った上で、また皆様方に用地の説明を詳しくし、今度は用地立ち会いを行った上で用地測量で、用地の取得に移っていくということになります。用地の取得が終わった後に初めて工事の発注をしまして、施工業者を決めた上で、施工方法も含めて工事説明会を行い工事を着手するというようなことでございますので、実際、それこそ工事車両が動くというようなことになるのは、まだまだ2年とか3年先になる可能性もあると思います。可児市にとってはそういうことでございますが、一部、早く進んだ地域とか、トンネルだけの地域について、例えばトンネルの出入り口のところの用地が確保できればトンネルの工事が始まるという可能性はありますが、今のところそんな予定で進んでおるところでございます。これが全体の話でございます。

2枚目以降につきましては、ここに11月28日の説明内容が書いてございますが、事業の意義からこれまでの取り組み、それからリニア中央新幹線計画の概要というところでございますので、その辺については、皆様方、大半は御承知かと思っておりますので、飛ばさせていただきますというふうに思います。

資料番号でいくと18ページになります。久々利地区の概要ということで、可児市の概要について再度説明をいただいておりますが、少し資料追加で出てきたのが、次の20ページというところでございまして、東海環状自動車道の交差部の完成後のイメージということで、これは今までどこにも出ていなかったものとして、フードをかぶせた状態で、こんなイメージになりますよというのが表記されました。

それから、次のページ、21でございますが、路線の概要の大森地区でございます。今までは非常口の位置だけ書いてございましたが、そのところに点線で書いてありまして、非常口へのトンネル、要は本線から非常口にどのような形で上がってくるのかというのが点線で示されて、このような線形で非常口に上がってきたいというようなことが示されたというのが新しいところでございます。

次のページ以降は、これも環境部分に対しての環境影響評価の中から抜き出した資料でございますが、皆様方が非常に関心の高い騒音、微気圧、それから水の資源の関係、それから磁界の影響ポイント等について改めて説明がされておるというものでございます。特に、磁界等につきましては、32ページのところに公開測定をして、心配される部分について、できるだけ皆さん方にデータの信憑性みたいなものを理解いただきたいというようなこともやってきたという説明をしていただいております。

それから次に、34ページからでございます。

ここは、今まで出ておりませんでした事項で、構造物設置に伴う補償という、実はこれ以降、補償内容が書いてございます。今までは補償については、環境アセスメントの中で少し触れておっただけで、しっかり書き出したのはここが初めてでございます。34ページからは、構造物の設置に伴う補償ということで、日陰の補償がありますよとか、それから次のページからは、電波障害への補償があるとか、そういう話が出ておまして、その次に、工事に伴う補償として、用水使用者への補償とか、地盤変動による建物への補償とかがあるというようなことで、これはあくまでも一般論なんですけど、そういうことが書いてございます。

それから、37ページ以降に用地取得に伴う補償ということで、初めてここで用地に関することが出てきておりますが、これは先ほど説明しましたように、まずは用地の対象となろうという方に説明しまして、測量及び調査の願いをされます。実際、測量調査の結果、補償金を算定して、その説明をして、合意をいただいた上で契約に移っていくというようなことを説明され、その補償内容については、公共用地の取得に伴う損失補償基準という国の補償基準に従って支払うこととなりますというような話をされたというところでございます。

ちょっと飛びまして40ページでございますが、実は岐阜県につきましては、非常にトンネル区間が長いということで、じゃあトンネル地区はどうなるんだというような補償について、初めてこれも書面で明示されました。トンネルが5メートルよりも浅い場合については、全部用地取得をされるということでございます。5メートルから30メートル未満については、区分地上権を設定しまして、一定の補償費を払うということです。ここまでしか明記してございまして、じゃあ30メートル以上はということになりますと、基本的に補償はないというように、表記はないですけど、読み取れるのではないかと考えておるところでございます。

41ページ以降が今後の進め方ということで、先ほど申し上げましたとおり、まずは事業説明会というレベルですので、まだまだデータ不足で十分な説明がされない中でございますので、少しずつ進む中で地域の皆さんにも御説明をされていくのかなというところでございます。

なお、最後、当日の質疑内容をお聞きしまして、その中でピックアップだけさせていただきます。発言者の方は久々利地区の方、それから平牧地区の方、それから桜ヶ丘地区の方、それぞれ発言されております。その中で、可児市が捉える大きな問題はほぼ出たという認識であります。と申しますのは、久々利のほうでは地上区間を走ることによる問題点、その中には、美濃桃山陶の話も含めて発言をいただきまして、御指摘もいただいたところでございます。

それから、平牧地区につきましては、非常口の位置の問題についての御指摘をいただいております。

それから、桜ヶ丘地区につきましては、そもそも100メートル地下を通るんだけれども、それに対しての住民の不安というのがまず払拭されていないので、そういうのに対してのしっかりした説明及び工事のときに関する周辺の地区への影響についてしっかり今後対応していただきたいというようなことで、私どもも、本当に質疑の中で可児市が想定する大きな問

題というのはそこで御指摘いただけたとっておりますので、そういうことも可児市はこれからＪＲ東海と協議していく中で、しっかり住民の支援をしていくようにしていきたいとおっております。

済みません、長くなりました。以上でございます。

委員長（川合敏己君）　ここで、午後１時まで休憩いたします。

休憩　午後０時０２分

再開　午後１時００分

委員長（川合敏己君）　それでは、皆さんおそろいでございますので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより、先ほどの説明に対しての質疑を行います。

質疑のある方はよろしくお願ひいたします。

委員（伊藤健二君）　先ほど御説明いただいた中で、ＪＲ東海の事業説明会の資料が、いわゆるパワーポイントスライドの説明が図面であわせて紹介されました。その中で、第２ページに書いてある説明会の関係ですが、先ほど１２月３日に久々利に始まって、２１日、桜ヶ丘までの日程紹介がございましたが、今回初めて議員にというお話でした。

それで、この説明会が一巡しますと、もうあと住民に対する説明というのは極めて個別的、個々の該当する関係住民に対して、ＪＲ東海がかかわっている内容に関して説明、交渉等ということしか残っていないのでしょうか。それとも、進捗ぐあいに応じて、逐一について市のほうに、まずは必要な日程を含めた調整、説明等があるのでしょうか、お願ひします。

総合政策課長（牛江　宏君）　実はその辺につきましても、久々利の説明会のときにも、特に大萱の方から、説明ではなく、協議という形をぜひとってほしいという要請はされてみえます。それに対して、ＪＲ東海から明確に協議的なレベルでの話し合いはしたいということでの話はされてみえますが、一部の方から、協議会を設立して、ぜひやっていくようにしてほしいということに対しては明快な答えはされませんでした。

しかし、私どもが客観的に見聞きする範囲及びうちからＪＲ東海に対して要請する範囲としては、少なくとも今回の事業説明会で終わりではないと。特に、個別でいけば大萱地区、それから平牧地区については、何らかの地上部での対応が必要になってくるということで、ＪＲ東海側としても、その対象地区においては必要な協議はしていくという認識は持っています。なので、例えば今回の事業説明会が終わったら、すぐに次の用地説明会まで全く話がないうちの認識ではないと思っています。

そういう意味で地区ごとの話になるんですけど、大萱地区については地上部の議論について進めていくことが地元としても必要なだけけれども、ただ、今ＪＲ東海からの情報は、非常にまだ限られた範囲でしかないということもありまして、中心線測量については、受けられるという方向も選択肢としてあるようです。というのは、中心線測量をして、しっかりした構造物の大きさであるとか、どこまでの影響かというのが明確になると、それぞれの判断

ができる可能性も出てくるのでということで、だからといって、単に前に進めることを認めるわけではないという言い方を言われてみえますので、そういう選択肢があれば、そういう進め方もあろうと思います。はなから反対だという考え方もあろうかと思いますが、大萱地区はそういう状況です。

それから、平牧地区につきましては、先ほど申し上げましたように、非常口の場所についての問題がまだ整理されておりません。具体的な話になりますけれども、実は、地質調査というボーリングとか電気探査という中で、地下の部分がどういう地質になっているかを調べたいというようなことで、ことしの秋ぐらいからずっと地域に投げかけて調査のお願いもしてまいりましたが、平牧、特に対象となる新田地区につきましては、地域の方が、まずは非常口の場所を検討してもらわなければ地質調査にも協力できないというようなことをおっしゃられてみえまして、まだその状態でとまっております。その協議については、継続してJR東海もやられるということですので、まさにそういう部分での協議は続いているというふうに認識しておりますので、伊藤委員からお話がありました一方的に次へ進むというわけではないので、個別の中で動いていると。ただ、総体的に、例えば久々利の山の中のトンネルの話だとかについては、ある程度、今回の説明の中で大きく反対意見がなければ、まずは次の用地の対象者に対して測量をお願いしたいという説明には入っていく可能性はあるかなというふうに認識しています。以上です。

委員（伊藤健二君） 先ほど冒頭の部分で、最初の部分で、受けられるという言葉が使われたけど、受けられるというのは、受け入れをするという言葉の意味でよろしいですか。

総合政策課長（牛江 宏君） そのとおりでございます。

副委員長（伊藤英生君） 私もこれに参加させてもらいまして、大萱の高架の部分ですけれども、基本的に防音壁で考えていて、地元から要請があれば防音フードとか、そういったものを考えていくというふうに受けとめましたけれども、市として、防音壁のままでいくお考えなのか、防音フードを求めていくお考えなのかをお聞かせください。

総合政策課長（牛江 宏君） 今は騒音に関してということでございますので、その部分についてということでお答えしますと、実はまだ、リニア中央新幹線という新しい形態の新幹線に対して、騒音基準というのが決まっていないというのが、これも環境アセスメントの中にも書いてあるとおりでございます。今の規制基準については、それ以外の車輪走行する新幹線の騒音基準が適応してございます。ただ、岐阜県の場合については、今申し上げましたリニア中央新幹線そのものの基準がないことと、この地区も新幹線の騒音も、それを想定すればという前提での基準しかないです。それが記載してあるのが環境アセスメントの中身なんですけれども、75デシベルというのを一つの基準としておりますが、それがまさに法的基準としてそのまま採用されたときには、可児市として、地元の住民の方の意見を横に置いておけば、75デシベルというのは法的基準として受け入れざるを得ないということなんです。ただ、75デシベルというその基準が、例えば地元の方にとっては総意として非常に受け入れがたいので、例えばその基準を下げるような何らかの要請をJR東海にされるとい

う可能性はもちろんありますので、そういうときには、市としても、地元住民の方と一緒にあって、何らかの対応をしていくべきだろうと。そのときには、委員がおっしゃられました、今の3.5メートルの防音壁からフードという選択になれば10デシベルぐらい騒音は落ちますので、当然選択肢としてあるでしょうし、騒音だけのことを考えればそうなんですけど、実は、フードというのは非常に構造物として大きくて、周囲への景観上、与える影響も大きいので、そういうことを総合的に考えながら、私どもとしては一緒に考えていくことになるのかなと、そんな想定をしております。

委員（伊藤健二君） 大萱地区の橋台に関する部分については、ずうっと私、こだわりを持って話をしているところなんですけど、御提示いただいた資料の12番、岐阜県の路線概要という縦断図がありますが、これをパソコンを使って極限まで拡大をしていきますと、ちょうど久々利川と書いてあるラインのところの、簡単に言うと、リニア中央新幹線の路線と地上の高さ、あるいは谷の高さ等をあらわした縦断図で実はあるんです。なかなかそこまで見られる人は少ないと思うんですけど、それではかると、縦線が入っておりますけれども、この縦線は、リニア中央新幹線から上を見ますと、ここは地上部ですので、大萱の地上部分について言うと、橋台、橋の本数等までかかわってくる図になります。ここの、さらに詳細展開図を見ていくと橋台の話が出るわけですが、この問題については、今協議がどのレベルへ来ている状況でしょうか。

つまり、中央線の測量がこれからということなので、そこでこのラインに引いて、こういう構造でということですが、この前の11月28日の事業説明会の会場では、自治連合会長が極めて詳細に、事前に手渡してある資料も含めて、この部分についての景観上の対策、そして工事方法、工事現場との関係、取り合い等を含めて、今JR東海が提示している内容の改変を考えるべきだということをも主張されて、そうした協議に応ぜよということまで主張されましたけど、可児市としては、どういう姿勢で臨んでいるかということと、それに対して、JR東海がまだ答えていないようですけども、それをよりいい方向を見定めるために、どういう考え方で押していこうとしているのか、その辺をちょっと説明してください。

総合政策課長（牛江 宏君） 実は、そのあたりにつきましては、特に大萱の地上部の話なんですけど、19ページと書いてある完成後のイメージ図を見ていただきたいと思います。

上段のところに大萱の地上部のイメージが書いてございまして、橋脚が何本か建っておりますが、手前のところが県道の土岐・可児線ですと、その県道土岐・可児線の左側の橋脚と、もう一つ、右側に窯下古窯跡というところあたりにもう一本橋脚が建ちます。それよりも右側については、窯下古窯跡のちょうど対象周辺地域になってきます。そこが、今申し上げました窯下古窯跡のところの橋脚と、それより右側、これは名古屋寄りになるんですけど、そこに橋台という要は橋を受ける台ができます。今、ちょうどおっしゃられました部分については、JR東海とも協議を重ねてきておる状態です。これは、先ほど申し上げました窓口は総合政策課と教育文化財課が合同でやっておりますと、その情報は逐次共有もしておりますし、内部で皆さんにお知らせもしておるといふところなんです。

もう少し構造的なお話をしますと、今の窯下古窯跡というところの橋脚と、その次の県道土岐・可児線の左側にある橋脚の部分は、橋を見ていただけるとわかるんですが、橋脚の部分が少し桁厚が厚くなってアーチ型をしていると思いますが、ここがアーチ橋です。それから、それより東側へ行くと、橋脚が均等に並んでおりますが、これは実はJR東海がリニア中央新幹線を建設するに当たって、標準的な高架橋の構造を示しているもので、橋脚の間が約38メートルぐらいです。これは、逆に言えば、工事の施工性などを考えまして、一般的なところについてはこういう形を、それから特殊な橋とか川とかがあるときには、アーチ橋で対応するということになっています。

今回、大萱地区については、橋脚の本数を減らして、少しでも下への影響を少なくするというのでアーチ橋を選択されたということですが、そのアーチ橋の足の位置が、今申し上げた県道の左側と窯下古窯跡と書いてあるあたりに2本建つということ。2本建って3径間という話ですが、説明会のときの久々利自治連合会長の質疑では、1本にして2径間にしたらどうだという議論をおっしゃられたということでございます。この点については是非論は、私どもも実はJR東海とは行っております。そのときの一番大きな影響としては、桁厚の影響が大きいということをご想定してございまして、今申し上げましたように、県道の左側にある橋脚のところのアーチ橋の桁が非常に橋脚部分に来ると厚くなっておるということを考えて話をさせていただきますけれども、この2本を1本にすることで、お墓というのがちょうど見えなくて、木が1本、上のほうに飛び上がっておりますが、そのあたりに建つんですけども、そうしますと、西側のほうの窯下古窯跡の橋台の部分に影響が出てくるというのは、桁厚が厚くなることによって、非常にそこを掘削する量がふえるということをごJR東海のほうとしても想定はしておりますし、私どもも客観的にそれは正しい判断だろうと思っております。そうしますと、今、図面がないので説明しにくいんですが、ちょうど窯下古窯跡は、国の指定を目指すために、窯下古窯跡と牟田洞窯跡をできるだけ一体性を持たせるということが重要だということで、これは教育文化財課を通して文化庁のほうからもお話をいただいております。文化庁としては、直接窯下古窯跡にはかからないのはわかっているので、それを、じゃあどこを残すのかということ、窯下古窯跡から牟田洞窯跡へつながる谷筋の地形を残すべきだという議論が大きく出ているようでございます。

そうしますと、桁厚を厚くすることによって、今の谷筋のところへの影響もかなり出てくるというのが、これは平面図でお話しするといいいんですけれども、そういう状態になってございまして、うちと教育文化財課が話をさせていただく中では、その桁厚は余り大きくしないほうがいいだろうと。ということになると、必然的に荒川豊蔵資料館に入っていくところへ何らかの形で橋脚を建てることは可能性として高いだろうと。ただ、その橋脚の位置が、今の谷筋にいかん影響を与えないか。それからあとは、荒川豊蔵資料館へ行くために支障が将来的にもならないか。それから、いずれは、大変申しわけないんですけれども、墓のところの影響があるので、お墓のところのどこに建てるべきかという、幾つか議論をする中で、今の場所がベストだという選択はしてございませんが、今の場所を基本として、もう少し設計

を進めた上で最終の結論を出しましょうということになっておるといのが現状でございます。

ということで、今、伊藤健二委員がおっしゃられましたJR東海とどこまでやって、どうなのかというのはそういうような状況でして、確定までしておりませんが、この間の説明会で質問があったように、3径間を2径間にして橋脚を1本にしたらどうかという議論まで行ってしまうと、うちの目指したい文化財に大きな影響が出るのではないかという想定はしておるところでございます。以上です。

委員（伊藤健二君） 今説明された、こういう話をしているということまではJR東海側と基本的には考え方として合意しているということですね。だから、もうちょっと詳細を詰めていかないと、最終図面にはならんけれどもということであるということと、その前提は、基本コースとして描いた路線の位置、基本的なトンネルの出口の高さは変わらない、不変だという前提ですね。

総合政策課長（牛江 宏君） 実は、もちろん今の議論に至る前には、リニア中央新幹線の地上部の高さをもっと大きく変更することで、まずは市のほうが目指す文化財の保全をもっとできないかという議論もしておりますけれども、高さを変えることによって、今度は西側のほうをもう少し先になるんですけれども、この地図でいくと、東海環状自動車道の交差部があるんですが、その部分の高さにも影響してくるといようなことがありまして、実は東海環状自動車道との交差部については、NEXCO中日本とJR東海との協議の中で、おおむねトンネルの直径分ぐらいの離れが必要だと。要は、道路部分があって、東海環状自動車道のトンネルがあったら、その間が2メートルや3メートルではだめだよと。例えばトンネルが10メートルなら、その離れも10メートルとってくださいよというのが基本的な考え方としてあるようでして、そういう意味でいきますと、何十センチ単位で高さを変えることはできても、極端に東海環状自動車道のほうの交差部に近づけていくことは不可能だということになりましたので、それはもちろん協議の中の話で聞いておりますので、そういう意味でいきますと、窠下古窠跡を守るというようなことの方角性は、今の高さをほぼ基準として考えないとだめだろうということもありますので、それはもちろん協議をしてきた結果としてであるということだけ御報告申し上げます。

委員（川上文浩君） 私も説明会で1点だけちょっと確認したいことがあって、田口連合会長がいろいろなことを提案されているんですけど、あの意見というのは、久々利自治連合会の総意の意見なのか、個人的に言われているのか、どちらですか。

総合政策課長（牛江 宏君） 済みません、本人に確認ができておりませんので、ここでそこまで言及はできないんですが、橋脚の本数について大萱の方にお聞きしますと、協議はされてないということだけは確認しております。

委員（川上文浩君） 相場でもそうなんですけれども、そういうところの立場の名称を、久々利自治連合会と出されるのは僕は結構かと思う、実際にそうなの。ただ、それが連合会の総意なのか、個人的な意見なのかということは、今後は整理してもらわないと議会として

も対応のしようがないということがあるので、そのところは、後からでもいいから調べておいてください。お願いします。

総合政策課長（牛江 宏君） 実は、総合会館でのときはまさにそういうようなお話でして、今度、久々利のときにも同じように自治連合会としてとおっしゃられて、会長以外にも発言されてみえる方がありますが、そこは連合会としてという言い方も一緒に言ってみえますので、そこは何名かの方では議論されたようですが、例えばそれをどういう形で久々利自治連合会の総意とされたかという、それは向こうの考え方がありますので、ちょっと私どもも確認はしておきたいと思いますので、またしっかり情報だけは把握するようにします。よろしくお願いします。

委員（伊藤健二君） 3月25日に地下化が無理だという話が出て、県知事が意見書を出して、市長が27日に会見を打って、それからいろんな反応が地域にあって、経過としては、4月9日に市長が現地へ飛んで、住民との意見交換をしましたね。その後、プレスへの発表だとか対応については、地域のリニア中央新幹線の対策協議会なる組織をつくったので、そこを通じて今後は発表しますというような話が出ました。そういう文書も議会へ配付されましたよね、事実。これは一連の経過があるんですよ。それが今どういうふうに動いておって、市はそれとのかかわりでどういうふうな対応をしたかというのは全然見えないので、今のようなお話もやっぱり議会側としても疑念が出ますよね。私は、田口さんとは個別によく話をするので、彼が自治連合会の意見やと言わさせれば、会長ですから、それは自治連合会として手続をとったんだろうというふうに理解はするけれども、それが自治連合会なのかリニア中央新幹線対策協議会内部なのか、リニア中央新幹線対策協議会でもそういう話が出ているのか出ていないのかというのは私らではわからないんです。総合政策課の担当の課長、あなたのほうでしっかりと把握をして対処しないと、これは重大な問題になっていくので、彼らが提起したことが合理的であり、かつ可児市にとっても十分検討の余地のある話なのか、ちょっとかみ合っていない部分もあるのかという話もあるから、その辺についてはびしっとした対応がとれるように最大限の努力をしてもらいたいと思いますけれども、どうですか。

総合政策課長（牛江 宏君） まず、リニア中央新幹線対策協議会という名称で今おっしゃられましたけれども、今のところ、地元で組織をつくってみえますのは大萱組、大萱組というのは、自治会組織ではなしに、久々利東部自治会の中の大萱組という班レベルのところにして、そこで久々利大萱リニア対策委員会というのをつくってみえます。久々利地区全体で見てもこれだけが特別な組織ですので、あくまでも、久々利全体でいえば自治連合会の組織しかないということになります。

まず、久々利大萱リニア対策委員会と市の関係なんですが、これは、実はうちが対策委員会そのものをコントロールするというのももちろんありませんので、情報共有をしているレベルですが、向こうのほうから情報共有としていただける場合には、例えばJR東海にいろんな要望を持っていったから、こういうのを渡してありますよというようなことはいただきますが、その中身については、うちのほうはもちろん事前に協議することもできるものもあ

れば、一方的に出されるものもありますので、その辺については非常にうちのほうとしても後々で把握するレベルのことが結構多いのかなと。自治連合会のほうも、会長が特に中心なんですけれども、こちらのほうも、どちらかという、今のように単独でJR東海の事務所へ行かれて、いろんなこともお聞きになってみえるようですし、発言もしてみえるようですが、逆にその都度、御報告いただけない場合もありますので、私どもとしてもどこまで動きを把握していくのかというのは難しいところもありますので、先ほど申し上げましたように、うちのほうからお声がけして情報を共有するということもできるところもあるんですけど、じゃあその内容が、うちと歩調を合わせて一緒にやってくれという話が常にあれば一緒に動けるとは思いますけど、やはり自分たちの思いをまず向こうにお伝えしてというところがありますと、事後報告であったりとかというのも中にはあるのかなという、そんな状況でございます。

委員長（川合敏己君） ほかにございますか。

〔挙手する者なし〕

なければ、これぐらいにとどめまして、報告を終わります。

それでは続きまして、報告事項6、「美濃桃山陶の聖地」広報戦略報告についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

総合政策課長（牛江 宏君） 今回御報告させていただきます「美濃桃山陶の聖地」広報戦略につきましましては、今年度、PR事業という形で予算化もさせていただきます、予算説明会のときにも少し触れさせていただいているものでございます。資料としては、5-1から3まででございますが、それにつきまして、委託先の方と9月までの委託期間で成果として上げておりますので、成果としての御報告をさせていただきたいというふうに思います。

まず5-1の資料でございます。

これは表題が上半期、もちろん9月までで上半期なんですけど、「美濃桃山陶の聖地」広報戦略報告書を見ていただきたいと思います。

これは、最初に予算説明のときにも少し触れさせていただきましたが、委託といっても、委託の内容成果として出すものばかりではなくて、相手方の（株）コーパス、大沢さんという方なんですけれども、この方はいろんなところと広報的なつながりがあって、いろんな媒体を使ってのPRは非常にたけているというようなことから今回お願いしておるところでございますので、この成果そのものの評価ではなくて、成果を何をやってきたかということも含めての御説明をさせていただきたいと思います。

めくっていただきまして目次がありますが、まずどういうスタンスで、今回、「美濃桃山陶の聖地」広報戦略を進めるかということ、それから2章として、広報戦略の事業として何をやったか。これは結果だけじゃなしに、まだ継続中のものもあるということで書いてございます。それから次に、まとめとして、次はどういうことをやっていくべきかという提案も含めて記載したものでございます。

1 ページ目が、今の「美濃桃山陶の聖地」広報戦略事業の概要ですが、1 番目として、四角にありますように、美濃桃山陶の聖地を保存して、陶芸文化を地域の教育や観光に活用するという、まさにせつかくすばらしい歴史資産がありながら、それをいかに活用するかというところをメインとして、今回、スタートしたものでございます。

実際に、じゃあ何を考えていくのかということで、中段以降、事業項目というところで、1 つ目に、荒川豊蔵資料館を取り巻く環境整備と文化価値の再認識ということで、せつかく荒川豊蔵資料館自体は再オープンしておりますが、それ以外のところがまだ十分利活用されておきませんので、今の目的に向かってどうやっていくのかという提案をまとめていただいたものでございます。

それから2 番目に、可児郷土歴史館の環境整備ということで、これは市長自身も考えておるところですが、可児郷土歴史館を単なる歴史館ではなしに、美濃桃山陶の聖地のスタート部分として何とかリニューアルをしたいというようなことで、その中身についての検討をしていただいたものです。

それから3 つ目に、教育現場における可児市の文化「美濃桃山陶」をどうしていくのかということですが、ちょっと済みません、次の点のところ、表現がおかしいですので修正をお願いしたいんですが、「茶の湯から」の「から」を「の」にさせていただいて、「視点からの」の「の」を取っていただきまして、「茶の湯の視点から「美濃桃山陶の聖地」可児市」ということで、それをどう発信していくのかということです。

今回、この方の大きな提案として、まずは美濃桃山陶の聖地というのは、観光施設としての整備というだけではなしに、やはり可児市民としていかにすばらしいものであるかを認識していただくためには、子供たちにそれを伝えるべきであると。子供たちにどうやってそれを伝えてもらうかということで、お茶を通しての美濃桃山陶というものを知っていただくということ。ひいては、その先にあるお茶の作法とかを行う中で、道徳、しつけ、思いやりというのをわかってもらえたらというような提案でございました。これも実践をしておりますので、後ほどまた説明をさせていただきます。

それから、各メディアへのアプローチということで、この方のいろんな方面とのつながりの中で冊子として掲載したものがございます。

次のページへ行きまして、広域連携観光誘致ということで、これは具体的なところまで来ておりませんが、可児市単体ではなくて、やはり美濃桃山陶というのは東濃地区西部に広がる文化であるというようなことから、そういったことの連携が必要だということでございます。

それから、「21c 窯ツーリズム可児」ということで、これは構想段階ということでの提案をいただいたんですが、ぜひ作家の方たちと協力して、窯を見て歩くような、そんなようなことができないかというような提案でございます。

それぞれ具体的な部分に入らせていただきます。

広報戦略の事業経過と結果、先ほど申し上げました1 つ目の荒川豊蔵資料館を取り巻く環

境整備と文化価値の再認識ということで、せっかくいただきました居宅とか陶房付近をいかに整備していったらいいかというところでございますが、これにつきましては、資料の5 - 2というのがございます。美濃桃山陶の聖地の整備構想(案)がございますので、それを少し見ていただきたいと思います。

この資料につきましては、教育文化財課で検討すべき部分が大半でございますけれども、その中にいかに人を引きつけるものを考えていくのかというのを、(株)コーパスの大沢さんのほうからアドバイスをいただきながら検討したという資料でございますので、つけさせていただいております。

この中身につきましては、先ほど申し上げました可児市に寄附された土地や建物ということでございます。土地の一覧については、このように1万5,000平米弱あります。ただし、下のほうにあります地図につきましては、その土地いかにかわらず、国指定を目指す地域を書いてございますので、ちょっと下の地図とは連動しておりませんので、申しわけございません、よろしく申し上げます。

建物等については御承知かと思っておりますので、省略させていただきます。

現在、いただきました土地の中にある荒川豊蔵資料館については、再オープンして皆様方に見ていただいているというところでございますが、今後は、そこの外にある牟田洞窯跡や窯下窯跡も含めて国指定を目指すというところでございますが、そちらはそちらとして目指すところでございますけど、聖地としていかに皆様方にまずは見ていただくのかというのを考える中で、一番大きな筆があります牟田ケ洞352番地、これは7,000平米ぐらいありまして、県の指定地になっておるところ、これは県の指定地というのは、古窯跡群の文化財の指定地になっている部分と、豊蔵さんが暮らしてみえた居宅がある部分です。それを指して整備を進めていってはどうかというものでございます。

2ページ目以降が現状と、それをどうやって活用したらいいかということが示してあるものでございます。

最初に、駐車場から陶房についてということですが、現在10台ぐらいしかとめるところはございませんので、できればそれを広げるというようなことを検討していかなければならないということ。それから、これは市議会のほうからも、来年度予算の中での対応として要請をいただいておりますバリアフリー化というものがございますが、すぐにバリアフリー化というのは当然難しいところですが、裏から荒川豊蔵資料館に入れるようなことも検討していかなければならないということもここでは書かせていただいております、これは直近の課題というより、中・長期的な課題として検討していくというふうに考えておるところでございます。

次、3ページへ行きますと、陶房周辺です。これは荒川豊蔵資料館へ上がるすぐ正面にある建物が陶房となっております、荒川豊蔵さんがそこで作陶活動をしてみえたところでございます。ここについては、実質、一番下の写真にありますように、作業場があつてろくろも残っておりますので、こういうところはぜひ見ていただきたいと思いますというふうに思っております。

すので、こういうのをどのように見せていくのか。また、建物等の傷みもひどいので、どう修復するのかということを検討するというようにしております。

続きまして4ページでございます。

居宅周辺でございます。居宅につきましては、本宅と離れがございます。本宅のほうはかなりしっかりしておりますが、当然耐震等はありませんので、今後、こういうものについてはここへ来られた方にぜひ見ていただいたり、中へ入っていただいたりということも考えなければいけないということで、現在、耐震については詳細を検討しているところでございます。ただし、全く耐震がないからといって、大きなお金をかけてつくるか補強するというのではなくて、できるだけ現状を残しながら見ていただくようなことを考えていくべきじゃないかというようなことで、今のところ、上がっていただくというのはかなり難しいので、土間を今床が張ってしまっておりますので、土間にして通り抜けをするというような、そんなことも考えながら、こういうところの公開に向けて進めていくべきだということをまとめさせていただきました。

写真等は、今お話しした中とか庭の付近、それから離れの部分でございます。ただし、離れについては、非常に一部シロアリ等が入って床が傷んでいるところがありますので、そういうところもどうというような利活用にしていくのかというのも今後必要かというふうに思っております。

次に6ページです。

資料館、大窯周辺ですが、これは荒川豊蔵資料館より少し南へ下がったところに、大窯と作業小屋がございます。これについては、また利活用したいというようなことで考えております。特に今後も保存していくために必要なことも出てきますので、そういうものについて記載がしてあるというところでございます。

その他・全体については、7ページ以降に書いてございまして、中には朽ち果てて屋根が落ちているような風呂場もございますし、一部水路については石の橋が落ちていたり、石垣が崩れていたりしますので、そういうところの修復等も必要ですし、逆にぜひここだけは見たいというように碑もございまして、そういうものも生かしながら、まずはせっかくだけしたものを公開に向けて整備を進めていくという考え方でまとめさせていただいております。

なお、この中には、文化財の保全という部分が抜けておりますけれども、これにつきましては、教育文化財課のほう文化財保護法に従ってやっていかなければいけない。それについては、非常に期間もお金もかかるというようなことから、この構想の中では位置づけておりませんので、御了承いただきたいと思っております。

なお、これにつきましては、先ほど申し上げました(株)コーパスへの委託の中で整理したものでございますので、ことしの9月現在という中身でございます。今はもうこれを受けまして、教育文化財課のほう詳細の検討に入っております。できれば来年度予算化もしたいというようなことで、16日の教育福祉委員会の中で、これをもう一步先に進めた計画案

を示されるようでございますので、御参考にそっちでも見ていただくこともよろしいのではないかと考えております。

本編のほうへ戻らせていただきます。

今のようなことで、荒川豊蔵資料館を取り巻く周辺の整備を進めて、一刻も早く皆さんに見ていただくとともに、それを美濃桃山陶の聖地としての情報発信をしていくべきだということでございます。

それから2つ目に、可児郷土歴史館の整備ということで、これにつきましては、先ほど申し上げましたように、現時点ですぐにどこをどうするというところで、来年度予算までは難しいかと考えておりますが、まずは歴史館というところをある程度意識しながら、まずは美濃桃山陶の聖地のエントランスとして考えていくべきではないかということで提案をさせていただいております。中のゾーニング等の考え方を主体として書き込んでありますし、具体的にこんなような形がいいんじゃないかということで、4ページの上のところに簡単な平面的な配置も書かれているところでございます。

これにつきましては、先ほど申し上げましたように、郷土歴史館という部分もありますので、それをどうするかということも含めて、十分検討しながら進めていきたいというところでございます。

続きまして、教育現場における可児市の文化「美濃桃山陶」をどうやって進めるかということですが、これはもう実際に進めております。幾つか新聞の記事にもなっておりますので、御承知の方もあろうかと思いますが、先ほど申し上げましたように、子供たちにいかに可児市が持っているいい物を伝えていくかということで、教育現場として実践していきたいということでございます。何せことしの夏前ぐらいから提案をさせていただいて、教育委員会や現場との調整をしておりますので、全校一斉にということまで行きません。最終的には全校がやっていただければと思いますが、なかなか時間的なところもあって難しいということもありまして、総合学習の中でできるところからということで始めていただいているところでございます。

先ほど申し上げましたように、ただ単にお茶を飲んで陶器を知ってもらうというだけではないに、そのお茶を飲むときに、例えば生徒同士でお茶を出すことによる思いやりの心であるとか、作法そのものにあるしつけの話であるとか、そういうものも少しずつでも生まれてこればいいのかなということで、教育委員会のほうとしても、その方向性に共感をいただきまして進めておるといふものでございます。

実際には4ページの一番下にありますように、土田小学校6年生による授業を初めさせていただいております。進める中には、お茶ということもありますので、茶道連盟の方との連携を図ったりしております。

それから、ぼっちの3つ目にありますように、副読本の準備ということで整理をさせていただいております。これが資料の5の3でございます。美濃桃山陶の聖地、お茶講習会資料ということで冊子をお手元にお配りしております。これは、今後可児市で教育現場という

失礼ですが、学校などでぜひ生徒に使っていただきたいということでまとめたものでございますが、ただ単にお茶の話だけであったり、陶器だけの話であってはなかなか興味も湧いてこないだろうということもありますし、当然その奥には、歴史人物とのつながりであったり、大きな歴史的背景があったりというのがありますので、そこを組み合わせ、この資料としてつくったものでございます。この辺につきましては、原稿を（株）コーパスの大沢さんのほうでつくっていただき、うちのほうで教育委員会等と調整しながら、最終的には可児市と可児市教育委員会が共同して発行したということになっております。中身も、非常に歴史人物、それも有名どころである信長から始まり、陶器の話まで入れて書いてございます。最終的には、可児市の人間国宝であられた荒川豊蔵氏の話まで含めて、最後、美濃桃山陶の聖地でまとめてございますので、一般の方でも十分読んでいただいてももしろい内容かなと思っておりますので、また機会がありましたら読み込んでいただければというふうに思っております。

この原稿のほうまで作成をいただいておりますので、うちのほうで印刷までかけたというものでございます。現在、学習を進めておりますところには、順次、これを使っての学習を進めておるというところでございます。

それから次、各メディアへのアプローチというようなことでございます。（株）コーパスの大沢さんにつきましては、先ほど申し上げましたように、いろんな方面との媒体でのつながりがありまして、そういうことを十分に活用して進めるというようなことで、本人からも非常に積極的に動いていただいているというところでございます。

1つ目に、「月刊ビジネスサミット」という雑誌なんですけれども、これの「喫茶去」というエッセーを書くところがありますが、そこを12カ月にわたって連載をいただいております。これは、美濃桃山陶というようなことで、いろんな陶器に絡めて話を書いていただいているものでございます。

それから、次のページへ行きまして、富田成輝市長のインタビューということで、同じく「月刊ビジネスサミット」に載せさせていただいております。

ちょっとお手元に資料までお配りさせていただいておりますが、ここにありますような「ビジネスサミット」というものでございますので、また順次回しますので、中身を御確認いただければと思います。附箋がついておるところに大沢さんが寄稿された文章と、それからもう1つのほうに、うちの市長のインタビューということで載っております。これは、先ほど申し上げましたように、順次というところもあるんですが、うちが売り込んで載せていただいているところですが、これについては、お金をかけないで十分なPRができていうふうに理解しているところでございます。

参考までにということで、広告掲載料ということで、あくまでこれはここに掲載した場合ということですので、原稿をお願いして載せてくださいといったときにこの金額だということではございませんので、御承知いただければと思います。

それから、荒川豊蔵さんの生誕120年を記念とした媒体戦略ということで、これはもう1

つ、中国のほうの雑誌なんですけれども、このような雑誌が中国からわざわざインタビューに参りまして、ここにも、6ページにわたって豊蔵氏のいろんな経歴とか作品等を掲載しておるといふものでございます。私どもが聞いてもなかなかわからないんですが、中国ではそれなりの方々が読んでみえる雑誌だそうなので、これもまたお返ししますので、見ていただければと思います。

それ以外に、雑誌等との掲載について交渉中のものも含めて、それ以降、書いてございます。以降の「月刊茶道誌」、それから「新美術新聞」等がございますので、これは大沢さんが交渉しながら、順次載せられるものについては載せていっていただくというところがございます。

続きまして、7ページでございます。

広域連携観光誘致ということで、これはまだ、先ほど申し上げましたように、具体的に美濃桃山陶に関係するような多治見市、土岐市、瑞浪市とやっているというところではございませんが、今後、少なくとも、例えば荒川豊蔵資料館とか、可児郷土歴史館で行いますいろんな企画展などのパンフレット等を相互に置き合っ来ていただくようにということは今もうスタートしておりますので、お知らせをします。

また、書いてありますように、現代陶芸美術館の榎本館長と面談しまして、非常に榎本館長におかれましては、可児市での美濃桃山陶ということに対して重視をさせていただいております。その関係もございまして、大織部展というのも終わっておりますけれども、あそこで見られた方もあろうかと思いますが、あそのところで、最後に豊蔵氏のいろんな資料を展示させていただいているのもこの館長のおかげでございますので、そんなような連携も行って来たというところがございます。

以上、まとめとして以下書いてございますが、前半については、今のようなことでお願いしてまいりました。実際、業務としては前半で終わっておりますが、下半期に向けてということで以下のようなことを提案させていただいておりますし、先ほどまで進めていけなかったようなものについて進めていくべきだというようなことをおっしゃっていただいておりますし、次の8ページ以降は、次年度以降というようなことで、全体の最適化、これはまだいろんな魅力、視点があるので、そういうものをしっかりやっていくべきだというようなことを提案まで行ってないですけれども、まず指摘をいただいているということです。

それから、子供たちとの文化も継続していくという話、それから情報の整理と発信ということで、今も美濃桃山陶に特化したホームページの作成とか、そういうものも基本的に必要だろうというようなことで、今後そういうものを進めていく話もありますし、特に企画展等については、いかに情報をうまく発信していくかというのも考えていくということで、実際に進めておるものでございます。

それから、後段のほうに行きまして、展示会とかシンポジウムなども当然やっていく。それも、来年は豊蔵没30年というようなことで、そういうような節目をうまく使ってPRすべきだというようなことをアドバイスいただいております。

今後は、先ほどの美濃桃山陶の拠点となるようなところの整備も順次進めていきたいと思っておりますので、何らかの形で（株）コーパスの大沢さんのアドバイスなり、実際の委託の中で業務をやっていただくとか、そういうことも発生するというようなことで、今回、9月までやっていただいた内容について概要を報告させていただきました。以上でございます。委員長（川合敏己君） 丁寧に説明をいただきまして、ありがとうございました。

これより質疑を行います。

質疑のある方はお願いします。

委員（伊藤健二君） 大変貴重な資料を御苦労さまでした。

文言の問題で、せっかく差しかえ版までいただいて、この報告書ですが、まだ文章的に言うと中途の文章という理解でよろしいのでしょうか。というのは、目次が終わった次の1ページの(3)の教育、ほかはみんなですますであっても、ともあれ主語、述語が書いてあるけど、教育現場における可児市の文化「美濃桃山陶」から下が、まず点があって、2番目の点があるかと思ったらそれはないし、みんな文章がぶっきらぼうに切っただよね、未完成文書のように。それで、その辺については、まだこれから補修していくのかな。

それと、あと6番も急に文章がイベント開催でとまっちゃっているけど、第2章以降は、いろいろな書きっぷりがあって、これはこれでもいいかなと思うけど、その辺、まだ途中なら途中でいいんだけど。

総合政策課長（牛江 宏君） 大変申しわけございません。実は途中じゃないんです。一生懸命、うちのうちで校正指摘をさせていただいているんですけど、先ほど申し上げましたように、この報告書が成果じゃないと。実際にやっていくことが成果だということで、そちらに重視をうちもし過ぎていましたので、これから委託としてさせていただくにはうちも確認不足でしたので、そういうところはしっかりやらさせていただきます。

委員長（川合敏己君） ほかにございますか。

〔挙手する者なし〕

それでは、ないようですので、報告事項6．「美濃桃山陶の聖地」広報戦略につきまして、これにて終了いたします。

それでは、報告事項7．コミュニティバスの利用状況についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

この説明が終わりましたら、一旦休憩をとりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

総合政策課長（牛江 宏君） それでは、コミュニティバスの利用状況の報告をさせていただきます。

この報告につきましては、9月議会のときにも委員会のときにも御質問いただきまして、しっかりそれなりの利用状況がわかったときには情報をということもございましたので、出させていただきますのでございます。

平成26年度の上半期の利用者が出ましたので、それを中心に説明をさせていただきます。

前年度比較が 番のものでございまして、平成26年度の4月から9月、直近の10月、11月も入れてございまして、10月、11月、それから平成25年の4月 9月と10月、11月で、前年比でどうかというのが入れてございまして。これでいきますと、平成26年度の4月 9月につきましては、やはり前年度比で比べますと、利用者については下にありますように、さつきバスは96%、それから電話で予約バスについては102%ですので、ほぼイコールに近い形ですが、若干減っているというところです。大きな再編が昨年10月でしたので、再編のときに電話で予約バスにシフトしておりますので、その辺については、4月 9月の分については、その影響として前年度比、さつきバスで95%、電話で予約バスで103%というようなことで、下がった分と上がった分ということです。全体としては、少し全体で下がりぎみというところでございますが、何とか今持ち直すように努力をさせていただいておるところでございます。

番の利用者数につきましては、経年変化、全体で見ただけであればと思いますが、最近ではコミュニティバス全体でいきますと、平成22年の7万2,000人ほどから7万7,000人ほどで上がってきております。現在もその水準を維持しておりますので、何とかこれを継続したいということで努力はさせていただいております。なかなか努力はといっても何をやっているんだという話になりますので、いずれにしても若い方に乘っていただくというのは難しいところがあるかと思いますが、高齢者の方にぜひ乗っていただきたいというようなことで、それぞれ各地区の健友会との連携をとりたいということで、市全体の健友連合会の部署と話をしまして、要請があるところにはぜひ積極的にというようなことで動いておるところでございます。

それから、最後の表でございます。

運行補助金ですが、これは年度ごとのさつきバスと電話で予約バスの可児市からの補助金額でございます。もちろん当たり前のようにさつきバスが減ってきて、電話で予約バスがふえてきておるという状況でございます。今後、お知らせだけしておきますが、さつきバスも電話で予約バスも一部国庫補助がいただけておりました。というのは、今年度までいただけておりましたが、来年度から、実は国庫補助となるもととなる路線が、もととなる路線というのがバス路線でして、多治見から可児の駅まで来る緑ヶ丘線という東鉄のバスの路線です。それにつながっているさつきバス、電話で予約バスは、国庫補助の対象として、全部じゃないですけど認められておまして、補助金が数百万円単位で入っておりました。ですが、あくまでもそれは緑ヶ丘線が国の計算でいく赤字の場合にももらえるというものでして、来年度から、その赤字がなくなるというようなことで黒字化するそうです。そうしますと、国庫補助から抜けまして、必然的に一部県の補助はいただけるんですが、市からの補助金がかかりふえるというようなことで、ちょっと今うちも計算しますと1,000万円近くになるんじゃないかという心配はしておりますが、これは補助金がもらえないからやめるという路線ではございませんので、継続しなければいけないかなということで、ちょっとその辺については、また別途そういう機会があればお話しできればなという思いがあります。

それからもう1つ、今さつきバスのほうの車両更新という形は9月のときにも少しお話しさせていただいたかと思うんですが、進めております。形としては、購入ではなくてリースだという話をさせていただいております。リースのほうの契約は終わりました、今一生懸命つくっていただいております。何せ自家用車のように生産ラインに乗って、頼めば2カ月ぐらいもたてばつくってしまうというようなものじゃないようですので、いろんな装備を含めると、2月ぐらいが完成予定のようでございますので、もうしばらく新しい車への更新についてお待ちいただければというふうに思います。以上でございます。

委員長（川合敏己君） それでは、これより質疑を行います。

委員（伊藤健二君） 乗客に対するアンケート等は逐次的に繰り返してやっているわけではないと思いますが、利用者からの苦情という形では、料金の問題については何もありませんか。いわゆる200円と、土田エリアの300円についての問題ですが。

総合政策課長（牛江 宏君） 利用者アンケートにつきましては、6月のときに全体で行っております。さつきバスのみですので、済みません。よろしく申し上げます。

あとは、さつきバスにつきましては、いつでも意見をいただけるように意見箱をつけてございます。電話で予約バスにつきましては、車両がその都度タクシーにかわったり、電話で予約バスにかかりますので、ちょっとそこまでは対応できていない状況でございます。

今おっしゃられましたことについては、実はさつきバス利用者ではなくて、電話で予約バス利用者ですので、直接お電話いただくような機会しかないと思っていますので、ちょっと過去からずっと話がありますので、そういうことは気にしてはおりますが、うちのほうとしては、サービス水準を考えたときに、少なくとも1時間に1本は乗れるというようなことから何とか御理解をとすることはしておりますが、何せ伊藤委員も心配してみえます、距離と値段の話でいきますと、短くても300円払わなきゃいけない。例えば土田の地内から可児とうのう病院へ行く場合でも300円だし、可児駅から可児とうのう病院へ行っても300円というのについては非常に不合理ではないかという話だと思っておりますが、そうしますと、前もこれもお話ししているところですが、じゃあ距離制にした場合に、例えばどんな車両側の対応、人的な対応が必要かという、そういうことを今のところ十分検討できていない状態ですので、もう少し今の状態で維持して、いろんな御意見を伺いたいというふうに思っております。

委員長（川合敏己君） ほかにございますか。

副委員長（伊藤英生君） 議会報告会から上がっておりましたダイヤの乗り継ぎのことで、何か対応とかはありますでしょうか。

総合政策課長（牛江 宏君） 10月に実はダイヤを一部改正しまして、もともと乗り継ぎをなしにしてくれというお話はありました。これは、議会報告会ではなくて、市長との地区懇談会の中でもありましたので、そちらのほうにもお答えさせていただいておりますが、できるだけ乗り継ぎの不便のないようにということと、わかりにくいというようなことから、今回は、バスのダイヤの時刻表の中に、乗り継ぎをどうしたらできるのかという表示を変えさせていただきました。だから、どのバスに乗っていくと、どこへ行くのに乗り継ぎができる

んだという話。それからもう1つは、同じバスが路線が変わると今まではダイヤが全然別のよう見えて乗りかえなきゃいけないんじゃないかというのがあったので、そういうのも同じバスであれば乗っていて、もし目的地がその中にあれば行けますよというような、そんな表示もさせていただいていますので、それ以降、具体的な御意見としてはいただいておりますので、先ほど申し上げましたように、意見箱もありますし、うちも利用実態調査は何かやっていきたいと思っていますので、そういうところでまた御意見はいただいきたいというふうに思っております。

委員長（川合敏己君） ほかにございますか。

〔挙手する者なし〕

それでは、報告事項7につきましては、これにて終了いたします。

ここで、午後2時15分まで休憩といたします。

休憩 午後2時03分

再開 午後2時14分

委員長（川合敏己君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、協議事項1．名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅間）の平成28年度以降のあり方についてを議題といたします。

この名鉄広見線につきましては、先月、11月21日に名鉄広見線活性化協議会が開催されております。そこで、高校生及び沿線住民アンケートの調査結果が報告されております。

また、今後の名鉄広見線活性化協議会運営のスケジュール案、利用者状況についての報告もありました。今後の名鉄広見線活性化協議会運営のスケジュール案におきまして、名鉄との協議を早く開始して結論を得たいということでございます。高校生を初めとする利用者にも早期に方向性を示すようにしたい、こういった理由からです。そのため、2月の下旬に予定されている次回の協議会までに、平成28年度以降のあり方について、可児市議会の意見集約を行っていただきたいと、そういった提案がございましたので、御報告をさせていただきます。

後ほど、この件につきましては皆さんに協議をいただくわけですが、今回は、事前に名鉄広見線活性化協議会におきまして配付をされましたアンケート結果資料を本日は名鉄広見線活性化協議会事務局の総合政策課のほうから説明をいただきたいと思います。

それでは、執行部のほうから説明をお願いいたします。

総合政策課長（牛江 宏君） 今、委員長からお話がありましたように、11月21日に名鉄広見線新可児 御嵩間の活性化協議会がございまして、そのときにアンケート調査及び現状の取り組みが報告されるとともに、名鉄のほうから、名鉄広見線の収支報告と、あと利用者についても実績が報告されております。

最後に、今後どうやって進めるかということの話がありましたので、まず概要を説明させていただきます。

資料ナンバーがついていませんので、その都度、確認をさせていただきながらお話をさせていただきたいと思います。まず、太い冊子の名鉄広見線に関する高校生アンケート及び沿線住民アンケートという冊子がございますので、それを見ていただきたいと思います。

それでは、アンケート調査のまず概要でございます。

1枚めくっていただきますと、1ページが沿線高校生アンケートとなっております。これは、調査対象が沿線に高校があります東濃高校、八百津高校、東濃実業高校の在校生ということでございます。学校を通じて配付しまして、回収をしております。調査が7月に行われまして、配付数及び回収数は表に書いてあるとおりでございます。全部で1,280ほどの回収となっておりますのでございます。中身につきましては、名鉄についてどうかというような話をずうっと聞いておりますので、このまとめはまた後ほどでございます。

それから、少し飛びまして、32ページをお願いします。

32ページでは、沿線住民アンケートということで、可児市及び御嵩町内の居住者3,400通、これは可児市1,700通、御嵩町1,700通出させていただきます。郵送にて配付・回収をしております。同じく7月から8月にかけてやっております。可児市内は1,700通ですが、回収が664通、御嵩町が715通ということになっております。このうち、可児市内につきましては、沿線といいましても、可児市の場合ですと広見の東部地区しかございませんので、東部地区については手厚くアンケートしまして、その他の可児市内についても、市全体のこともございますので、その他は少し対象のピックアップ数のパーセントは下がりますけれども、そこもアンケート対象としてさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

アンケートの内容については、冊子として非常に分厚いですし、最後のほうにいろんな個別の意見まで書いてございますので、そちらのほうは見ていただくとしまして、A3の縦長に、その重要部分だけまとめさせていただきましたので、そちらのほうをごらんいただきたいと思います。

A3の縦で、横棒グラフが入っているものでございます。まず1つ大きな話として、左側に書いてございます名鉄広見線の運行継続の必要性、済みません、最初は沿線住民アンケートの結果でございます。名鉄広見線運行継続の必要性についてお聞きしてございまして、答えとしては幾つかありますが、基本的に運行継続という考え方に必要だとおっしゃっていただいた方のパーセントが一番右に赤枠で囲ってございます。これは、それぞれ調査対象別に書いてございまして、可児市内の沿線、それから沿線外、可児市計、御嵩も同じく沿線、沿線外、御嵩計、全体ということで書いてございますが、それぞれおおむね大きく乖離した数字ではございませんで、70%が最終必要だということでございます。可児市内でいきますと、一番上、可児市沿線が74%、沿線外が64%、市全体で、もちろん数字のバランスの関係で65%となっております。御嵩町は沿線が79%、沿線外が63%、全体で78%という結果でございます。このように、7割の方が何らかの形で継続は必要だということをアンケートで回答されております。

それから2つ目に、名鉄広見線運行の費用負担についてということで、運行継続に今費用

負担をしておるわけですが、それが必要かどうかという回答をお願いしたところ
でございます。これも同じように、可児市内の沿線では79%、沿線外で69%という
ことになっております。このように、これは結果からいきますと御嵩町より可
児市のほうが高いわけ
でございますが、費用負担してでも継続すべきだというような結果が出て
おります。

なお、参考までに一番下に過去のアンケート調査からということが書いて
ございます。平成21年12月と平成24年5月、平成24年5月は可児市のみ
ですが、費用負担について必要かどうかとアンケートとしてとって
おりますが、平成21年のときは、財政負担してでもということ
で65%でした。平成24年5月については39%でしたが、可児市は
それ以降、また上がってきたというところ
でございます。これが大きな項目としての結果でございます。

裏側、もしくは2枚目に行きまして、沿線アンケートの中の名鉄
広見線が重要だと思
うこと
ということで、どんなような項目で感じておられるのかをまとめ
させていただきました。全体の中では、上にありますように、交通弱者
にとって重要な交通手段であるとか、通院、買い物等にとって
重要な移動手段であるという
ような回答でございます。これを可児市内、御嵩町内別に書いた
ものでございます。結構、いろいろな方が日常の移動手段として
必要だ
ということをおっしゃってみえるということがここからわかった
ということ
でございます。

それより下が高校生アンケートでございます。ここにもあります
ように、可児市方面から415名の方が通学として利用している
ということ
でございます。その結果からいきますと、名鉄広見線がなくな
ったときの影響がどうかということとか、なくなった場合の交通
手段がある
のかないのかとか、今後の名鉄広見線についてどうかという
話で聞いて
おります。なくなった場合の影響については、非常に影響がある、
利用したい、行きたいところに行け
なくなるので影響があるという
ようなことで、3分の2まで行かないですけれども、多くの方が
そういう
回答をしていただいております。

それから、名鉄広見線がなくなった場合の通学時の交通手段
ということ
になりますと、自転車に振りかえられるという方が多い
ようですが、交通手段がなくなるという
方も25%強見えるという
ところ
でございます。

今後の名鉄広見線についてはぜひ継続が必要だということ
で72%の生徒が回答している
という
ようなこと
でございます。継続については、住民の方及び高校生の方も7割
が必要だ
という
ような結果がここから見えた
ということ
でございますし、財政負担をしてでもある程度は継続が必要だ
という
のがアンケート結果から見えた
ところ
でございます。

アンケート結果については、簡単ですけれども、以上と
させていただきます。

それ以降の名鉄広見線活性化協議会での資料説明を
させていただきます。

続きまして、活性化に向けた取り組み
でございます。

資料と書いて
ございますの
を
ごらん
ください。名鉄広見線活性化協議会ワーキンググループ
等の
取り組み状況報告という
もの
でございます。これは、沿線の職員が通勤に
どれだけ使っている
かという調査を
経年変化を含めて記載してある
もの
でございますが、可児市は低い状態
になって
おります。

それから、裏に行きまして、職員の出張のときに使っているかということでございますが、可児市は、うちの総合政策課が御嵩町に行くときに使っているということで、なかなか難しいということでございます。

それから、次のページ以降が活性化の取り組み状況ということで、イベントでこういうことをやっているよというのを掲載させていただいたものでございまして、可児市では、夏祭り、中止になってしまったんですけど、名鉄電車でお越しく下さいというようなことをお願いをしたというところでございます。これが報告でございます。

一番最後の4ページの一番下に書いてございます名鉄広見線活性化協議会でやっているいろんな利用促進のための実施内容がございまして、その結果も書いてございますので、また御確認いただければと思います。

次に、別添資料でございますが、同じように教育現場での取り組みということで少しピックアップをさせていただいたというものでございまして、それぞれ可児市のほうでもキッズクラブの校外学習で行かれたりというようなことで名鉄広見線を使っているというようなことの状況報告をいただいたところでございます。

続きまして、名鉄広見線の利用者数でございます。折れ線グラフが表裏に入っております。通勤・通学とかの表示がしてあるものでございます。これにつきましては、平成21年当時から、ずうっと月単位でやっております。それでは、通勤を見ていただきますと、平成26年を見ていただきますと、薄い青色で塗ってあるんですが、これは最低の利用者の月が塗ってありまして、今年度に入りまして、過去6年間で一番低い数字が出ておるところで、通勤については、かなり悪い状況でございます。

それから、通学につきましても、やはり近年、ずうっと下がり続ける傾向でございます。ただし、平成25年3月、これは通勤も含めてなんですけれども、消費税アップ前の駆け込みということでそれぞれ最高の数字になっておりますが、その反動が翌年度、今年度に入って出てきているというところでございまして、それにしてもかなり大きい下がりになっておるところでございます。

裏面へ行きますと、定期外については、低いことは低いんですけども、何とか例年に近いところで動いておるところでございます。ただ、合計を見ていただきますと、やはり通学が主を占めるような状況でありますので、利用者数としては昨年が94万1,000人でしたが、ことしは半期が終わりまして、ちょっとそれを下回る数字であるというのとは否めないというところでございます。

それともう1つ、名鉄のほうから報告がありました新可児 御嵩間の収支、概要も含めてなんですけれども、そちらのほうの右肩に取扱注意という資料を見ていただきたいと思えます。こちらについては、今話をさせていただきました輸送人員についての経年変化が書いてございますが、これは今申し上げたとおり、ずうっと減っているということ。駅ごとの利用者数もかなり減ってきているというところですが、一部御嵩駅ではふえておるというような状況もございます。

裏面へ行きまして、区間収支でございます。これは毎年10月ぐらいに名鉄のほうから公表していただいておりますが、前年度に比べまして、運賃収入が200万円ほど減っております。支出については500万円ほどふえておるといことで、これはいろんな諸条件がありますので、おおむね支出については2億7,000万円ぐらい、収入については8,000万円を切ってきたというところになっておりますので、その差額分の、ことしですと1億9,300万円ぐらいが赤字という結果でございます。

最後に、A3の横長を見ていただきたいと思います。これは、名鉄広見線活性化協議会の運営スケジュールということで、先ほど委員長のほうからも、今後のスケジュールの中で総務企画委員会のほうで議論いただきたいというようなお話が出ていた項目にもつながるわけでございますが、平成28年度から次の運行についての議論をしなければいけないということで、その方向に向けて、まずは名鉄広見線活性化協議会で基本的な方向性を確認していきたいというようなことでスケジュールを入れさせていただいたものでございます。

下段でございます。上段は前回のスケジュールで、変更年度の、前年度から始めておりますので、かなり最後のほうがタイトなスケジュールになっておりまして、なかなか今後継続するかどうかという方向性も出せなかった中で、例えば高校生の皆さんの進路とかにも影響を与えたということで、今回は早目に整理をしていきたいというようなことで、もう1年前の今から始めておるといところでございます。この中では、名鉄広見線活性化協議会のほうで、1月と3月に丸が打ってありまして、1月が素案提示、3月に合意形成とありますが、3月には名鉄広見線活性化協議会として方向性を何とか皆さんで合意ができればと。その後、名鉄と細かいところを協議するということになります。まず基本的には、協議内容としては、期間と支援額という話になりますが、名鉄広見線活性化協議会では支援額の議論というのはありませんので、まずは続けるかどうかということ。そして、どれぐらいの期間をもって名鉄と交渉していくのかというのが焦点になるかと思っております。その段階で、1月においては、まずそれぞれの組織としての考え方も出していくということですので、もちろん事務局としての整理はさせていただきますが、総務企画委員会としても、可児市議会の方向性としてどんな方向で進めていくのかというのをぜひ御議論いただきたいということでございます。これは、実は1月に丸が打ってございますが、今のところ2月上旬ということで日程調整、細部のところまで来ましたので、2月のところに丸が移るといことだけ御了解いただきたいと思います。その後、名鉄との交渉ができて、名鉄広見線活性化協議会に報告できるようになれば、そこで最終確認をしてということになります。いずれにしても、そういうときになりますと、名鉄との協定の締結であるとか、締結に当たっては、もちろん支援額というものにかかわってれば、議会のほうではお金についての議決の話も出てきますので、もう少しそこはしっかり詰めていってからの話になると思っておりますが、まずは方向性の議論をしていただければということで考えております。

以上、前回の名鉄広見線活性化協議会の報告でございます。

委員長（川合敏己君） それでは、ここで質疑を行いたいと思っております。

ちょっと駆け足で説明をいただいたところもございましたものですから、内容についてもう一度確認したいということでも結構ですので、お願いをいたします。

特によろしいですか。

委員（伊藤健二君） 詳しい説明をどうもありがとうございました。

区間収支に関する部分ですが、当然ここに書いてあること以外の協議の中身はなかったと思いますけれども、平成24年度の参考資料と平成25年度の今回報告された部分を勘案しますと、経常損益で7,000万円を超える赤字が増大しているということです。その数字を生み出したもとの利用状況等を勘案すると、平成26年度の実績の流れが基本的には下げどまっていな。平成24年、平成25年の10期の判断では、その後も高校生については下げどまるのではないかと。増大するまでには行かないけれども、カーブラインが横いざりに変わってくるのではないかという希望的な観測もあったりして、その辺では利用総数は若干下がるだろうけれども、大きくは減らないという予測の立て方の議論も一時期あったかのように聞いていますけれども、また私もそういう時期が一時期ありましたけど、現状で言うと下げどまっていな。年度を追うように色のグラフがどんどんレベルが下がってくるという状態になっているので、そのまま見比べると、平成26年度のまだ数字は出ないんですけども、平成26年度の実績という流れを前半だけで絞って見ると、この経常損益がさらに2億数千万円のレベルに当然行くのではないかと思いますけど、その辺については何らの議論はなかったですか。

総合政策課長（牛江 宏君） 1つ確認なんですけど、経常損益の7,000万円とおっしゃったのは700万円台でいいですよ。720万円の損益でいいですね。その確認が1つと、議論はなかったかというのは、どこの議論のお答えをしたらいいのかわかりませんが、名鉄広見線活性化協議会での議論というならすぐ、名鉄広見線活性化協議会のはなかつたという話なんですけど、どこの議論か。例えば名鉄広見線活性化協議会の事務局と名鉄との事前のどこかの議論があったのかとか、そういう話でお答えすればいいか、どちらでしょうか。

委員長（川合敏己君） 名鉄広見線活性化協議会の中では全くなかつた話ですので、今おっしゃられた名鉄との間ではというところで拾い上げていただけたらと思います。

総合政策課長（牛江 宏君） それでは、区間収支に係る部分ですけど、これは名鉄がこの収支について何か数字を動かしているという前提ではないので、純粹に出ているということなんですけれども、かなり2億円に近づいてきているのは事実でございます。ただ、項目ごとに見ていただきますと、平成24年と平成25年と比較すると、修繕費が630万円ほどふえておりますので、そういうところについては、年度によって大きく修繕するところとか、そういうのがありますので、そこら辺は必ずしも平成26年になったからといって支出がこの額の流れで進むのかどうかというのはあるというふうに理解をしていますし、名鉄としてもそういうような説明はいただいております。

その中で、名鉄としても、確かに厳しい状況ではあるけれども、今のところ、すぐに1億円という枠組みをどうするのかという議論ではうちのほうには持ちかけられておりませんの

で、今後も厳しい中でもこれに近い状態が続くであろうというぐらいの話はいただいたということでございます。

委員長（川合敏己君） ほかにございますか。

総合政策課長、39ページの部分だけ、ちょっと説明を、もし代替にしたらどうなるかというところでの。

総合政策課長（牛江 宏君） 私のほうも十分な資料説明をせずに飛ばしております。

アンケート調査の39ページでございます。

これは、アンケート調査をするときに皆様方にお配りした資料でございます。実はこの資料につきましては、今回、新たにつくったものではございませんで、3年前に議論するとき、正式には3年じゃなしに2年半ぐらい前に協議するとき、名鉄広見線対策特別委員会のほうにもお出しした資料をそのまま掲載したということでございますが、そのときに1回目の3年が終わって、2回目にどうするんだというときに、バス代替という選択肢はどうかという議論が当然ありましたので、それに対しての資料として作成したものを今回も掲載させていただいております。その中でいきますと、基本的には今の1時間に2本というダイヤをそのままバス運行した場合にどうかというと1億1,000万円、半分というより1時間に1本にした場合だと6,000万円で済むよという話なんですけれども、それが今の1億円との比較でどうかというのの参考資料程度ということですので、これを、例えば今の輸送車をそのままバスに振りかえた場合ということではないということ、前回も同じようなお話をさせていただいておりますが、そういう結果として、代替バスの金額を算出したものではないということだけ御理解いただきまして、簡単なんですけど、ここの説明とさせていただきますし、もう一回、そのの部分だけ資料が必要だということでしたら、また議論のときに上げさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

委員長（川合敏己君） それでは、ほかに質疑ございますでしょうか。

委員（伊藤健二君） 運営上の問題でよろしいですか。どういう方向の趣旨の議論を、きょうこの場で行うのかということについて、ちょっと交通整理していただいたほうがいいかと思うんです。というのは、現在、平成26、27、28年度に3,000万円ずつでしたよね、たしか。

委員長（川合敏己君） そうです。平成25、26、27年度です。

委員（伊藤健二君） 平成25、26、27年度ということで、平成27年度が終了するのは平成28年3月31日。先ほどのスケジュールで平成28年3月31日までのプログラムが表示してありますが、これは名鉄広見線活性化協議会としての想定しているスケジュールということですが、要はお金を話を含めて、今からその議論をやるのかどうかという問題だし、きょうはこのアンケートを経た今の時点で、これらの市民意見なり、民意を我々としてはどう考えていくのかということで、少し分けるものは分けてやらないといけないし、その辺の議論の仕方についてをお願いします。

委員長（川合敏己君） ここでは、存続の有無に関して言及していくのではなくて、アンケートを見て、こういった民意があるんだということで意見を出していただきたいと思います。

最終的な議決に関しては、来年の3月の予算のところにはなると思うんですけども、今の段階では、このアンケート結果を見て、素朴にどう感じるかということで意見を出していただければいいと思います。

総合政策課長（牛江 宏君） スケジュールだけ少し確認させていただきたいと思うんですが、実は、先ほども触れさせていただきましたが、名鉄との協定と、あとは債務負担の話なんですけれども、これはまだこれから御相談をさせていただきたいなとは思っております。前回は、実は3月の議会、要は開始するのが4月なんですけれども、直近の3月のときに協定を結ぶとともに、予算のほうでも3年間の債務負担を3月議会でかけていただいているんですけども、そういうことが本当に公にしていくのはそこしか最後はないですので、もう少し前倒ししたほうがいいのかどうかというもし議論があれば、うちのほうからは投げかけもさせていただいてもいいのかなということでございます。

ちなみに、一番最初の開始するときには、継続を決めた半年前に協定を結んで、債務負担もその時点でかけていただいているんですけども、たまたま前回はスケジュール的にタイトだったことと、継続という話が最初から一般的には明らかになったので、債務負担も3月で行っていただいたというのもありましたので、ちょっとそこはそれならそれで一つの考え方もありますし、やっぱりそれをもう少し安心感を出すために早めましょうよという議論も、これからうちからは投げかけさせていただいてもいいのかなと思っている次第ですので、よろしくをお願いします。

委員（川上文浩君） 今、日程を確認すると、例えば9月議会で債務負担をしてほしいとか、12月議会でしてほしいよというような流れを議会が決めちゃっていいの、そんなの。そういう意見が欲しいということ。そこをちょっと確認したいです。

総合政策課長（牛江 宏君） うちからは、そういうことも想定をしていきたいなというふうに思っていますので、先ほど委員長も3月だというようなお話で予算を言われましたけれども、債務負担で、今のうちに9月なり12月ということになれば、ちょっとそこら辺がずれるので、そういうお話もさせていただければなというふうには思っております。

委員（川上文浩君） そこを整理しておかないかんののは、名鉄広見線活性化協議会の中で、両市町に、例えば来年の9月に債務負担行為として出して進めていかないと高校への影響がありますよみたいな話になればそれを受けてということになるけど、今ここでその流れを決めていいのかどうかと。

総合政策課長（牛江 宏君） そういう意味でいけば、ここでという話ではなしに、あくまでも名鉄広見線活性化協議会自身なのか、それは市町の行政のほうの組織からなのかというのはありますけれども、もちろんこちらが動くというのが前提です。

委員長（川合敏己君） もう一回、ちょっと私の中で整理させていただきたいんですが、私の委員長として考えていたものとしては、今回、このアンケート結果を見て、素朴に、今までは名鉄広見線活性化協議会は存続ありきであったんですけども、議会としては、御嵩町の結果も出ましたと。それを見た上でどう考えますかというところの意見を今回集約すればいい

いと思っていたんですが、そういう形でもよろしいですか。

総合政策課長（牛江 宏君） 基本はそういうことでいいです。

委員長（川合敏己君） 名鉄広見線活性化協議会はあくまで存続ありきで話を進めていますよね。それに対して、資料としてこのアンケートをとられたわけでございますけれども、これをとって、初めて御嵩町民の意思というのが見えてきたわけじゃないですか。これをもとに、可児市議会はどう考えますかということの意見集約でよろしいですか。

総合政策課長（牛江 宏君） はい、そのとおりでいいです。

委員長（川合敏己君） 伊藤健二委員、こんな感じですが、よろしいですかね。

委員（伊藤健二君） いろんな議論の方向性のときに、まず住民が何を考えているかということが1つと、その要望を実現する、現実可能なものとする方法論としては、どういう選択肢があるのかという議論を一つ一つやっていくのも方法論かなと、討論のあり方かなというふうに私は思いますが、きょうのこの時点でそういうことがすぐできるかどうかというのは、よくわかりません。というのは、鉄道事業での存続を前提に組まないといけないような側面も実はあるんじゃないかと思うんです。先ほどの資料の中にあつた四百十何名の方がこっちから行くと。だから、名鉄の新可児駅を通過していく高校生が結構大量なわけですね。一定の込み入った朝の通学時間に6台も8台ものバスを代替運行するということが現実的に可能なかどうかというような問題が具体的に問われるという問題があつて、そんなことを考えずに、大量交通機関である名鉄広見線を存続させることが第一義的に高校生の通学条件を現実に保障する唯一の方法ではないのかという議論が必要だというふうに私は考えますが、そういうのは一体いつの時点で議論の対象になるのかがちょっと見えていないんです。

委員（川上文浩君） 今、伊藤委員が言われたことは大前提で動いていて、執行部というか、総合政策課もずうっと言っているように、無理ですとはっきり言っています。朝、バスで大量に400人も500人も、十何台もバスをどうやって運行するんだということははっきり無理だということは名鉄広見線活性化協議会の中でも言われています。そこへ戻るとちょっとおかしくなってしまう。

ただ今回は、このアンケートを受けて、名鉄広見線活性化協議会を開いて報告があつた。もう一度2月にやるという内容に関しては、それぞれ出たデータの結果を所管の委員会なり、御嵩町もそうですので、もう一度意見をもらって、それで2月にもう一度開いて、今後どうしていこうかということにしましょうということなので、このアンケートを受けてということと、先ほど出た債務負担行為を早目にするということも、これは多少議論していかないかと思うんです。そういう方法もあるからいいんじゃない。ただ、そういうところも含めて全体でどうするかということをやつて、2月に委員長が対応している委員会として名鉄広見線活性化協議会で議会意見を報告するという形になると思うので、そういう方向でどんどん意見を言っていただければよろしいかと思うんですけれども。

委員長（川合敏己君） 今おっしゃっていたような意見も一つの意見だと思います。

ということで、流れとして、そういった討議のほうに入り始めておりますので、一旦質疑

は終了いたしまして、委員間での討議を行っていきたくと思いますけれど、よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、本当に忌憚のない、今のような御意見をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員（川上文浩君） 前回の名鉄広見線活性化協議会は私も出ておりましたけど、報告だけ受けるということで意見は申し述べませんでしたけど、アンケートの結果でやはり気になるのが、御嵩町の沿線外の方々の意識の低さというのは、御嵩町はしっかり対策を練っていただかないと、A3のページを見ていただくと、上から2番目、御嵩町の沿線外地区、サンプル数は44で少ないわけですけども、このうちの43.2%、一番低い数字ですよ、残さないかんと思っているのが。逆に、運行すべきでないというのが18.2%と突出しています。ここは、やはり金額の問題もあるでしょうけど、もう少し御嵩町の町長は生命線とまで言われている鉄道ですので、ここは早急に改善していただかないと、可児市の状況と比べると非常におかしいのではないのかなというふうに思います。ほかのデータでも出ていますけれども、非常に私は驚いたという、可児市は2回目のアンケートをやって、御嵩町は初めてやったわけですけども、その結果にはちょっと驚くべき点があるので、名鉄広見線活性化協議会がこれだけやってもう5年になりますけれども、当初は101万人を維持するということでしたけれども、歯どめがきかないような状況の中で、これはもう無理だと思うんです、乗って残そうでは。だから、ほかに手だては全体的に考えていかなきゃいかんところに来ているんだろうと思いますけれども、やはりボールは100%名鉄側にあって、例えば名鉄がきょう廃止届を出せば1年後のきょうには廃止できる状況であるということをよく感覚的に持っていて、御嵩町の対策をしっかりとっていただくということも僕は必要なんじゃないかなというふうには思います。

委員長（川合敏己君） 御意見、ありがとうございます。

委員（伊藤健二君） 私もそのとおりだと思います。サンプル数は44で少ないけれども、この18.2%という突出はやっぱり異様な感じを受けます。また、必要だという意見が43%、半分行かないんですよ。50%と40%の意味は大分違うと思うんです。だから、自分のところにかかわりない、あるいは利用ラインにのっからない人たちは他人事になっているという中で、町を挙げての運動というふうにしていただく必要があるということ、名鉄広見線活性化協議会としての詰めた検討を要請せざるを得ないということ。

2つ目は、このアンケートが示している四百数十名の高校生が、代替交通は可能かということです。かわりになる方法はあるかといったら、これも大きな数字で、いや、これしか手だてがないということです。なくなったら、要するに東濃高校なり東濃実業高校、あっち方面には行けないんだということになるわけですね。まさしく進路の選択にかかわる重大な問題になっている。とすれば、やっぱりこの公共交通機関は残させるということが、可児市から見てもやっぱり重要な位置にまだあるということなんで、あとは残すための名鉄との協議

のあり方や内容、あるいは協定の結び方について真摯に求めていくものは求めていくということが必要だろうということ。

それと、財政の問題は二段構えで考えないといけないというふうに思います。金を出すのか出さないのかを最優先して議論を立てると、市民の交通手段の確保という大命題が脇へ飛ぶというふうに思うので、金の問題は、交通手段確保を大前提に立てるということをしつつ、いわゆる存続ありきという議論じゃなくて、交通手段が必要なんだと、合理的で、かつ現実可能なものが。そういうことを前提にして、当面は、今ある名鉄のそれがベストだというふうに判断できるので、名鉄の存続を強く求めていくと。名鉄に対しても廃止するなということですよ。

その上で、じゃあその条件交渉の中の問題として金の問題があるだろうと。ただ、可児市がどれだけ出すかというのは最後の話なんで、そのほかに、他の金を出す団体、機関はないのかと、岐阜県はどうなんだと、あれこれどうなんだというような話がやっぱりよく検討されて、とりわけ高校の問題でいうと2つとも県立高校ですから、県がもっと教育条件の確保のために大胆に踏み込んでしかるべきだというふうに私は思います。そういう点で、岐阜県の絡み方はまだまだ弱いという気がしますので、そうした流れを強く求めていく。その中で、お金の問題についても現実可能な線がもう少し開けるんじゃないかということで、そのためにこそ力を合わせようということが必要ではないかと思います。以上です。

〔「言いっ放しでいいんですか」の声あり〕

委員長（川合敏己君） 言いっ放しでいいです。取りまとめをするというわけではないので。

委員（川上文浩君） あとは、ぜひ事務方をお願いしたいのは交渉事ですけども、3年以上の複数年の運行期間を勝ち取ってもらうということが非常に大切かなというふうに思います。やはり3年ではなくて、5年、10年というところじゃないと、都市計画にもかかわってくる、東部の開発なんかももう話は出ていますが、やはりできれば5年、10年の運行の期間を設けていただくと、御嵩町側も可児市側も都市計画としてやりやすくなってくるといようなことも見えてくると思うので、それも1つお願いしていただきたいというふうに思います。

ただ、今ちらっと伊藤健二委員が言われましたが、後の協議事項で意見書というものも出ていますけれども、これもあわせてなんですけれども、今おっしゃったように、我々は名鉄に対して運行支援、財源措置をしているわけですので、全く名鉄に補助金を出せと言っているのではなくて、やはりふえる可能性もあるわけですけども、そういった財源措置をしている地方自治体には、県・国なりが大手の民間事業者には補助はしないというふうに言っているわけですけども、そうではなくて、自治体のほうに対して補助をしていくような意見書も出てきますけれども、そういった動きを我々も議会としてやっていくことが必要なので、乗って残そうの旗を振るのもいいんですけれども、基本的には、もうちょっとその時期はもう通り過ぎてしまったのかなというふうには思います。

委員長（川合敏己君） そのほかの委員の皆様方からも。

委員（亀谷 光君） これは意見ではなく質問なんですけど、うちの関係の職員も出ていると思うんですが、要するに、国と県から、国土交通省の中部運輸局から、梶川さんとか、県の国島さんが来ていますよね。この方たちのお立場というのは、こういうことに対して助言するとか指導するという立場にあるんですが、この辺の議論というのはあったんですか。いろいろ会議の中に、どうなんでしょうか。

委員長（川合敏己君） 名鉄広見線活性化協議会の中ではありません。

委員（亀谷 光君） 何しに来ているんだろうかね。

委員長（川合敏己君） コメントはありましたんですかね。ごめんなさい。

委員（川上文浩君） 私も割と出ているほうなんですけれども、名鉄広見線活性化協議会の中では、とにかく国も県も考えてくれということは毎回毎回言っています。ですが、そこを判断する立場のお人じゃないもんですから、県の課長とか国の国土交通省関係の人ですけれども、やっぱりそのところは常には言っていますけれども、それに対する回答は、そうですねで終わりなんですわね。事務方、そうですね。

委員長（川合敏己君） 大変失礼しました。

委員（川上文浩君） 常にお客さんで来ておるだけです。

委員（亀谷 光君） こういうことも、この形がおかしいということを僕は今思うんだけど、私、一回も出席していないんですが、聞く人によると、そういうことも言われる方もあるんです、水面下で。だから、歴然と見たときに、若葉台でも、運輸局に来てもらってしたときにも6人見えて、アドバイスは確かにもらったんですよ。それで私も言ったの。そうしたら、聞かれたらきちっと答えられたわけですね。そういうことがあるので、技術的なこととか、そういうような議論が議会からもということで言う必要もあるのかなと。

委員長（川合敏己君） 国・県が支援もすべきだという御意見ですね。

委員（亀谷 光君） そうそう、助言、提言、こういうポジションで来ているわけでしょう。指導とか助言としているんです。こんなことは書かないほうがいいわ、かえってね。

委員長（川合敏己君） 済みません、私、前回、1回初めて出たものですから、その中には話がありませんでしたものですから、ちょっと不適切な発言となりました。済みませんでした。

ほかに御意見がある方はいらっしゃいますか。

委員（佐伯哲也君） 言いつ放していいんですよ。

委員長（川合敏己君） 結構です。

委員（佐伯哲也君） 冒頭から意見が出ているように、僕もこのアンケート結果を見て、御嵩町の沿線外のところにはちょっと驚きを隠せません。何でこんな意見が出てくるのかなというのが正直びっくりしています。

これも先ほどから出ておりますが、この後出てくる意見書を見ると、やっぱり今の状態で全くもってなくして云々というのは難しいだろうとは思いますが、ただ、ここ数年の流れをずうっと見ておっても、全て通勤の定期にしても通学の定期にしても年々減っていったおの

も事実ですし、現実には現実で受けとめなきゃいけないと思いますので、遠くない将来に向けての方向性、今のままではいかんというところで何かしら手は打っていかないといけないのが現実だろうなという感情を持っています。以上です。

委員（川上文浩君） やはり私もいろいろ調べて、これは本音で言わないかんのですけれども、名鉄広見線活性化協議会では、高校がなくなるなんてことはないというふうには言い切っていますが、やはりこれだけ子供の数が減ってきて、可茂管内には可茂高校、可児高校、八百津高校、東濃高校と普通科が4校ある。ことしまだ定員が減りますけれども、昨年度は子供が多かったのでふえて、また減ったから減ると。あと、5年、10年後になってくると相当数が減ってきて、定員はどんどんどんどん減る一方ですので、そうなってきたときに、やはり普通科というのは多くなってきます。商業科が1校、工業高校1校、農業高校1校、これが残るといことは県議会のほうでは言っていましたけれども、普通科で調整弁になってくるといことも頭の中に入れておかないと、名鉄広見線活性化協議会の中では、いや、なくなるなんてとんでもない話でと言いますけれども、とてもじゃないけれども、そういう状況にはないですよといことは我々も頭に入れて、八百津高校と東濃高校が統合したりとか、東濃高校と東濃実業高校が統合したりとか、そういうことはあって当たり前だといことで念頭に置いて物も意見も言っていかなきゃいけないといことだけは、可児市そういう姿勢で臨んだほうがいいですよといことは頭の片隅に置いていただくために、それは名鉄広見線活性化協議会に言わなくてもいいですけど、言うとい絶対反発してくるので。そういうことは頭に必ず入れて物事を判断していったほうがいいと思います。

委員長（川合敏己君） 大体、今意見を出していただいたんですが、先ほどの、債務負担行為を決める時期ですね。今の高校生は秋ぐらいに進路を決めていくんですかね。であれば、3月でこれまではやっていたんですがけれども、そこら辺を半年前倒しにして、債務負担行為を決めていくかどうかといところについて、ちょっと御意見をいただきたいんですが、もしあれば結構です。

委員（川上文浩君） そういった方向で決めるのであれば、9月には債務負担行為してあげないと、電車がなくなったら通えないと。今回の要望書を持ってこられた東濃実業高校のPTA会長も富加町の人でした。電車がなかったら、名鉄広見線がなかったら当然富加町からは通えないので、東濃実業高校は選択していませんでしたといことをはっきりおっしゃってみえたので、9月議会というのが一番債務負担行為をかけるには時間的にはいいところかなといふうには思いますけれども。6月という話はあるかどうかわかりませんがね。早ければ、別に債務負担行為をかける部分の議論を進めていくといことは問題ないと思います。

委員長（川合敏己君） ほかに御意見ございますでしょうか。

委員（川上文浩君） そこでかかわってくるのが債務負担行為といことと、期間が、じゃあ5年なのか10年なのか3年なのか2年なのか1年なのかといことになってくるので、そこはあとは事務方が、債務負担行為をかけるんなら、当然3年なら3年分かけるんですよ。5年なら5年分かけると、債務負担行為ですから、そこは事務方がしっかりと交渉してもら

って、長期間の運行の確約をとって、5年以上の債務負担行為をかけると。6月か9月かわからないが、それに持っていけるのは事務方の交渉力だと思っております。ぜひ長期間の債務負担行為がかけられるような状況に持って行っていただきたいと思っております。

委員（伊藤健二君） ちょっと余談かもしれませんが、平成27年度まではもう決まっているんでしょうか。平成25、26、27年度。我々は議会が7月に改選がありますので、新しい議会メンバーがきちっと確定してから9月にやるしかないかなというふうに個人的には思いますけれども、それにしても、平成28年度をどうする、平成29年度、30年度というような流れの話、最低でもね。ということになるのかなというふうに思いますが、指定管理者ぐらいでしか5年かけたことがないんじゃないですか。だから、どうなるかというのは、ぜひ事務方でしっかりと詰めていただきたいと思っております。

委員長（川合敏己君） 大体意見も出たようでございます。

総務企画委員会が出た意見として、名鉄広見線活性化協議会の中では申し伝えていきたいと思っております。

大体、その民意を受けて、御嵩町もしっかり考えるべきだとか、もしなくなったときの代替交通手段が確保できなければ、やはり存続も考えるべきである、それから、3年以上の運行の確保であったりとか国・県への支援、それから債務負担行為に関しては、それを決定する時期を考えるべきであるということで御意見が、簡単でございますけれども出ておりましたので、またちょっと議事録を聞きながら、もう少し文案に関しては精査しまして、またこれ、皆さんのほうにフィードバックをさせていただくような形で対応させていただきますので、よろしく願いをいたします。それで意見がなければ、その意見をもとに名鉄広見線活性化協議会のほうに意見を申し出させていただきます。

それでは次に、協議事項2でございます。

先ほどよりちょっと話が出ておりました地域公共交通（鉄道）の確保及び維持に対する支援を求める意見書（案）についてを議題といたします。

ここにつきましては、副委員長から提案がありましたので、説明を求めます。

両方配ってください。

〔資料配付〕

意見書案について報告をお願いいたします。

副委員長（伊藤英生君） 先ほど、名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅間）の平成28年度以降のあり方について議論を行いました。

また12月3日には、可茂地区高等学校PTA連合会会長から、議長に対して、名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅間）の長期運行継続に関して要望活動が行われています。

今後、鉄道を含めた公共交通の維持・確保は、利用者の減少や道路整備の進展、自動車の普及などにより厳しさを増していくと考えられ、自治体の補助や助成も財政状況の厳しさが増す中で確保することが厳しくなっていくと想定されます。地方の公共交通が衰退すれば、若い世代の都市部流出が進み、国が推進する地方創生や県立高校の存続にも影響があると考

えられます。

これを機会として、これまで財政的な支援がされてこなかった自治体が補助をしている大手民間鉄道などの公共交通に対して、国及び県に対して財政措置を含めた支援を求める意見書を提出してはどうかということで提案させていただきました。

では、朗読させていただきます。

地域公共交通（鉄道）の確保及び維持に対する支援を求める意見書（案）。

地方部による鉄道は、自家用自動車の普及や道路整備の進展、都市部への人口集中による鉄道の利用者減少に伴う採算悪化に加え、平成12年3月の鉄道事業法の改正による鉄道の路線撤退が許可制から届出制になったことにより、各事業者が不採算路線から撤退する状況が全国各地で発生したきた。

地方自治体では、こうした状況を踏まえ、第3セクターによる運行や事業者に対する運行支援、利用者に対する運賃助成、あるいは代替交通手段の確保などを実施してきた。今後、少子高齢化による社会保障費の増大や税収の減少、社会インフラの老朽化進行による施設更新や維持管理費の確保など、財政状況は厳しさを増している。

そのような中で、当該地域でも過去には鉄道が廃止されたことによる代替バス路線の確保を行ってきたが、廃止路線地域でのまちの活性化の維持や高校生の交通手段の確保など、厳しい現状が続いている。

現在も、鉄道路線の一部が鉄道事業者単独では維持出来ないとして、沿線自治体で運行維持のため財政支援を行っているところであり、もし財政支援の継続を取りやめれば、地域社会の疲弊、若い世代の流出などが加速され、国の目指す地方創生にも大きく影響することとなる。

よって、国および県においては、市町村自治体が地域公共交通（鉄道）の確保および維持のために鉄道事業者への運行支援の財政措置を行う際は、公共交通の事業者の如何に関わらず存続を確保するため、当該自治体に対して安定的な地方財政措置および支援策を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。以上でございます。

委員長（川合敏己君） それでは、提案趣旨等、また内容について質疑を行いたいと思います。

どうぞ御意見いただきますようお願いいたします。

委員（伊藤健二君） 文面についてですが、入り口のところで、「地方部による鉄道は」というところですが、ちょっとわかりにくいというか、なじみがないんですけど、ここは何らか適切な表現に変えたらどうでしょうか。というのは、都市部への人口集中で、都市部と地方部が対抗しているというか、対照化させているかと思えますけど、大都市部とか中山間地とか、いろんな言い方があるので、地方部による鉄道って、主語と述語の関係も意味がわからないので、ちょっと何か案はありませんか。改定したほうがいいと思います。

委員長（川合敏己君） 進行で、私が取り違いをいたしました。

前後しますけれども、まず今提案がございましたものですから、この提案の意見書を当委員会で審査するかどうかをまず諮らなければいけないということをちょっと私が落としておりましたので、改めて、当委員会で、現在、伊藤英生副委員長のほうから提案のありました意見書を審査するかどうかをお諮りしたいと思います。

まず、挙手により採決をいたします。

本意見書案を当委員会で審査することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、本意見書案を審査することといたします。

それでは、今、伊藤健二委員から意見等はございましたけれども、こちらの運行継続に関する要望書というものも、これは初めて目にされるとお思いますので、一回こちらの中身も黙読していただいて、ちょっと時間をとりますので、またあわせて、いま一度、支援を求める意見書案についても目を通していただきまして、その後、改めて皆様から御意見をいただきたいとお思いますので、よろしくお願いたします。

大変前後いたしまして、失礼いたしました。

それでは、暫時休憩といたします。

休憩 午後 3 時 16 分

再開 午後 3 時 23 分

委員長（川合敏己君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

この意見書の文案につきまして、委員の皆様御意見を伺いたいとお思います。

委員（伊藤健二君） 12月3日付で名鉄運行継続に関する要望書ということで議長宛てにいただいておりますこの文面が本当に重要かとお思います。そして、今御提案いただきました文面の中で、若干語句等の点について補正したほうがよろしいんではないかとお思い、その点について指摘をしたいとお思います。

冒頭の入り口のところで、「地方部による鉄道は」云々とありますが、後段の都市部との対応の関係で地方部が出ていますとお思います。それで、「地方部による」ではなくて、「地方部における鉄道は」云々というふうに書きかえていただいたら、今の苦勞の中身が表現できるかというふうにお思います。特にほかは問題ないかとお思いますので、いかがでしょうか、御検討ください。

委員長（川合敏己君） それでは、今御意見をいただきましたように、「地方部による」というところを「地方部における」ということで、今スクリーンのほうで訂正しておりますけれども、こういった御意見でよろしいですか。

ほかに御意見がございましたら、お願いたします。

〔挙手する者なし〕

今選挙中でございますので、この提出先については、後ほど正しい名前を入れて提出する形になるかとお思いますけれども、文面で特に意見がございませんでしたら……。

委員（川上文浩君） これ、総務大臣も入れたほうがいいんじゃないですか。

委員長（川合敏己君） 文部科学省はどうでしょうか、教育機関に対しての。

委員（川上文浩君） 財務大臣。

委員長（川合敏己君） ほかに御意見ございますか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、いただいた意見がございましたので、「地方部による」というところを「地方部における」ということと、あと、宛先を総務大臣、文部科学大臣、財務大臣をつけ加えるということとさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

それでは、ほかに発言はございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、規則に従いまして討論を行います。

討論ございますか。

〔「なし」の声あり〕

討論もございませんので、討論を終結いたします。

これより地域公共交通（鉄道）の確保及び維持に対する支援を求める意見書（案）についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

地域公共交通（鉄道）の確保及び維持に対する支援を求める意見書（案）を採択すべきものとする方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

それでは、本意見書案を定例会最終日に委員長のほうから発案することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

では、そうさせていただきます。

なお、国の状況によって、もしかしたら宛先の変更などが必要になった場合は、改めて委員長・副委員長に御一任をいただくこととなります。よろしく願いをいたします。

それでは、そのようにさせていただきます、この意見書を発案として最終日に提出をさせていただきます。

そのほかに、執行部から報告、または連絡事項があれば発言をお願いいたします。

企画経済部長（高木伸二君） それでは、最後に2点ほど報告をしたいと思えます。

まず、中部学院大学及び同短期大学部と、来週12月17日でございますけれども、包括的な連携協定を締結することとなりましたので、御報告いたします。

協定の項目といたしましては、子育て教育に関すること、健康づくりに関すること、福祉に関すること、地域経済の元気づくりに関すること、大学教育の充実に関することとでございます。

目的といたしましては、今申し上げましたような各分野において、大学の専門的かつ幅広い資金を活用すると同時に、共同の調査・研究を行っていくというところでございます。

こちらの大学とは、今までも先生にいろんな審議会に御協力をいただいたりしてありましたけれども、今回、改めて協定を結ぶというところでございます。大学のほうも、周辺の自治体と同様な協定を結んでおりますので、大学のほうもその一環でお申し出をいただいたというところでございます。これが1点。

それからもう1点が、名城大学のほうでございます。本年6月に日本体育大学と連携の協定を結ばれました。これにつきましては御報告もさせていただきましたけれども、この折につくられました名城大学の日本体育大学との協議会におきまして覚書を締結されまして、名城大学の都市情報学部可児キャンパスの都市情報学部移転後の跡地の利用につきまして覚書を結ばれて、この協議会の協議事項にするということで現在進められております。第1回の協議会は、もう年度内に終わられたということでございますが、この跡地利用につきまして議論はされましたが、ここで御報告できるような成案にはまだ至っていないという御報告を受けております。何か一部でこういうことにしたいといううわさが出ておるようですけども、うわさにすぎず、まだ確定したものは無いということですが、引き続き事務方で協議も進めていきますし、我々も状況について特に、もう2年ちょっとしかございませんので情報収集をしていきたいと思いますが、今後の両大学の連携につきましては注意深く見守っていききたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。以上です。

委員長（川合敏己君） これ以上の情報は多分ないとは思いますが、どうしても聞いておきたいという質疑があれば、よろしいですか。

副委員長（伊藤英生君） 再確認なんですけれども、名城大学と日本体育大学の今交渉の段階であって、別にそこに市が絡んでいるということはないということですね。

企画経済部長（高木伸二君） あくまでも名城大学と、当初は名城大学でしたけれども、名城大学の利用の方法についてが第1でございました。ただ、途中で日本体育大学との連携協定が出てまいりまして、その両者の中で跡地の利用という形でございまして、可児市も当然そこには意見も言わせていただくし、情報もいち早く入れてほしいということは言っておりますけれども、可児市のほうで利用するとか、可児市がどこから相手を探してくるといいう段階ではまだないというところですよ。

委員長（川合敏己君） それでは、以降の議事は委員のみで行いたいと思います。

執行部の皆さんは御退席をお願いいたします。

特に総合政策課長におかれましては、長時間にわたりまして説明をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、協議事項3に移ります。議会報告会意見交換における意見の対応についてを議題といたします。

先日、12月10日に開催されました議会報告会実施会議におきまして、今回の議会報告会、意見交換で出された意見について、その内容に応じて、所管の委員会での対応をするように

ということで協議されました。意見の一覧については、もう既に御一読はいただいているかと思えますけれども、本日はその中から取捨選択を行いまして、委員会において取り組むべきものを抽出したいと思えます。そして、抽出した事項に対する取り組みの進め方は、今後調整をしていきたいと思えます。まずは取捨選択を行いたいと思えますので、御意見を願いたいと思います。

それでは、暫時休憩といたしまして、まずざっと目を通していただきますようお願いいたします。

休憩 午後 3 時35分

再開 午後 3 時37分

委員長（川合敏己君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは意見を伺いたいと思えます。いかがでしょうか。

委員（川上文浩君） まずは防災についてのところで、広見東地区には指定避難所1つしかありません。公民館だけです。これも災害時の民間との協定も含めて、そういった場所はあるものですから、もう少し指定避難所がふえるかどうかについてはいろいろな問題があるとは思いますが、養護老人ホームなどもあるので、そういったところがある可能性もありますけれども、指定避難所ではなく一次、二次避難所として民間との協定をどんどん推し進めてもらえるように意見を言っていくということは必要かなと思えます。それともう1点は、獣害対策のイノシシの部分ですが、我々まちに住んでいると言ったら失礼ですけれども、中心部に住んでいると見ることもなく、実感することもないものですから、久々利や瀬田、柿田、二野のあたりも含めて被害も多そうですから、これも予算などが適切なことなのか、特にここに書いてあるように防護柵の設置など、市として対応してほしいみたいな話も出ておりますので、そういったところも一つ取り上げたほうがいいのかと思いました。

委員（伊藤健二君） 防災についての中で川合地区の話が出ています。私が司会進行していた中でたまたま出くわした話ですが、この方は自治消防組織の現役の班長さんといいますが、責任者をやってみえた方で、その方が具体的な話として出されていたので、簡単に言うと答弁に窮したといいますが、私が回答すべきものでは必ずしもないですけれども、何とかしてあげたいという思いもあって、じゃあ条例提案までやってみようかという話にはちょっと一足飛びにはならないので、市はよかれと思って道路の整備等をやっていた結果として、その後のそごが出る。いわゆる行政の対応した結果として、3点セット、消火栓とホース箱と消防用の看板等がそろっていない場所があると。法律上は、現行で消火栓さえきちっとしておれば問題ないということですが、その辺をどういう形にするかということで一度行政側にきっちりと伝えて、担当者側から改善できるものを提示してもらうほうがいいのかという感じがするんですね。その辺をまず、直接行政課題に、ちょっと不人気の部分があるよと。こいつをもう少し対応してよという話で、申し入れていったらどうだろうかと。それが解決するというふうに担当の消防係のほうから返事が来るならそれでいいし、それにはちょ

つとなりませんと。自治会で対応をお願いしたいという話なら、そういうやつを独自に、特に防災というのは、今おくれればせにして後回しにすることはできない課題なので、対応の仕方を議会として組織的に検討するということが必要なのかなと、そんな思いがしますけど、皆さん、どうお考えでしょうかね。

委員（川上文浩君） よく自治会の方に頼まれて手続することもあるわけですがけれども、消火栓ボックスは自治会で補助金をもらって用意するものだというふうに思っちゃっていて、今のような市のほうで全額負担で設置してもらおうという感覚がなかったものですから、自治会で必ず消火栓ボックスは用意するものだというふうに思っていたので、そういった発想がなかったなというのはあります。

委員長（川合敏己君） ほかにございますか。

今、防災と獣害対策についてというところで取り上げていただいております。

委員（伊藤健二君） リニア中央新幹線ですが、議会は議決を上げて対応してきたというところで、議長が直接こういう経過でございましたといて対応しているので、その場に対してはいいんだけど、これ、例のアンケートを含めた意見が全部書き込まれているわけですよ。それに対しては、一つは議会、一つは市長への意見があって、議会分については、議会としての経過報告をホームページで、ただだけ簡略であっても、ともあれリニア中央新幹線の問題についてはこうこうしかじかの見解でこう考えていますと、こうしましたということを明確に表明しておいたほうがいいなというふうに思います。

あと、市長に対してはこういう思いがあるんだなということ、私は議会ごとに市長にどうだこうだと物を言っている立場から言うと、市民は、それでも市長は何も言っていないというふうに映っておるのかなというふうにとらざるを得ず、ちょっと思いをいろいろとめぐらすところではありますが、これは一度、執行部側でどう考えているのかをコメントをもらって、そいつを議会のホームページに張りつけておくのがいいのかな。何らかしてあげないといけないと思いますね。これがそのままホームページに載るならね。要するに、市長に対する意見というか、抗議しておるんですよ、これ。

委員長（川合敏己君） ほかに御意見ございますか。

今の伊藤健二委員の、議会の対応をホームページにアップしたらどうやという意見があったので、それは……。

この間、議長が久々利で報告したことをそのままこういう感じでやっているということ、載せるということとはできるよね、それは。

議会事務局書記（熊澤秀彦君） 議会の今まで取り組んできた結果をホームページに掲載するということとはできると思います。

委員（川上文浩君） 議会運営委員会でもこれは発言させていただいたんですけれども、議会とすると、地下化を求めているということは一切変えていません。現在でも変えていません。できれば地下化にと今でも思っておりますし、市長も多分、市長のことは憶測でしか物は言えませんが、議会はそれを意思表示する。ただ、今の中でやった部分、今まで取り組

んできた部分でいくと、趣意書を関係議会に送って、26議会から賛同を得て、それが事業決定された時点で、そういった地下化への希望の姿勢は変えていないけれども、こういう事業決定されましたというふうで、ありがとうございましたという対応はしているので、そういった一連の今までの対応の流れというものをホームページで公表することには問題ないというふうには思っていますので、一度事務局と考えると、賛同してくれた議会の名前も入れて発表できるような形をとってもいいかなというふうには思いました。その辺、局長、どうですか。

議会事務局長（吉田隆司君） 大前提として、今回、議会報告会で市民の方からいろいろ意見をいただきましたすね。最初の段階で、意見交換会のものについてはネットに載せないとか、そういうような話で認識しておりますが、そうではなかったですか。

委員長（川合敏己君） 一応取り扱ったものに関しては最低限載せるということになっております、対応については。

議会事務局長（吉田隆司君） そうしますと、今回議会報告会でここに載せた意見がすごくありますよね。それ、それぞれについて全部載せる……。

委員長（川合敏己君） いや、全部は載せません。

議会事務局長（吉田隆司君） そうなると、その中から議会のほうで選択して、このものについてはお答えして公表します、このものについては議会としては公表しませんという形になるんですけど、その選択の方法をどうやってされるかというところをお決めいただかないと、市民としても自分の話したものについては公表されているけど、ほかの人のが載っているとか、そういうふうになってくると、そこをしっかりと決められると……。

委員（川上文浩君） 議会報告会実施会議での僕の感覚ですよ。議会報告会実施会議の長は副議長できょうはいないのであれですけども、意見をいただいた中で、この意見に対してこうしたじゃなくて、議会としてこういう対応をしましたということですから、例えば防災について意見をいただいたことに、これにはこういう対応をしましたとか、ここに書いてある防災についての要望事項なり、皆さんからいただいた意見を載せるのではなくて、議会報告会のグループ討議の中でいただいた意見から、議会はこれをこう対応しましたという報告の仕方。それは、結果、今、局長が言われるようになるのかもしれませんが、私はそう思っていて、このグループ討議を通じて議会としてこの部分をこういう措置をしましたみたいなことでイメージしているんですけど。

委員長（川合敏己君） 全く私も同じです。議会報告会実施会議の中では、本当に小グループに分かれて思うままに意見を言っていた中から、議会が大切な問題点じゃないだろうかというものに対して取捨選択をして、それに対して議会がどういう対応をしたかをホームページ上で報告をするという形となっております。全部が全部取り扱うというわけではないということで私も認識をしております。そういった形で今運営しております、その中で、リニア中央新幹線の議会の対応の経過について、議会のホームページで載せたらいいんじゃないかということで、どうでしょうか、局長という話だったんです。

議会事務局長（吉田隆司君） わかりました。

まず、例えばこの防災についての川合の話なんですけれども、これは、例えば執行部に話をすればそれで済む問題なのかもしれません。執行部にこういうことを伝えましたというところも議会として広報するのか、今のリニア中央新幹線の問題は広報しても、それは非常にいいことかなと思いますけど、議会として対応をいろいろ全部しました、その中でも、広報する部分と広報しない部分がありますと。そこはどうされますか。

委員（川上文浩君） ここで出た意見というものは、執行部側には全て通知というか、見てもらうというか、例えばリニア中央新幹線については総合政策課に、こういう意見があったよということで情報は提供します。それでどうするかというものに関してはまだわかりませんが、今後、この意見の中で、例えば今出たイノシシの問題なんかだと、もう少し来年度予算できちっとした対応をして、防護柵なんかを考えたらどうですかというのを、委員会として出すか出さないかということを決めていくという。ただ、害獣対策とかというの、産業振興課のほうにも、これはこういう意見がありましたよということで通知はしてあげないかなと思います、参考としてね。対応するかどうかはまた別の話なので、ということでどうでしょうか。

委員長（川合敏己君） まず、これは議会の中で取り扱うかどうか。今の段階では、意見を求めているところでございます。

例えば害獣対策について、議会として、じゃあ実態がわからないから、まず情報交換会をしないかとか、そういうような形になってくれば、それはそれで一つの活動になってまいりますし、それはまた委員会の中で皆さんで意見を出し合って、対応を考えていけばいいことだとは思いますが、けれども。

とりあえず、今の段階ではとにかく取捨選択をする。委員会として取り上げたらいいんじゃないかという意見をいただきたいんです、物に対しての。

中には、本当に一要望にとどまっているものもありますし、名城大学についてというのは、なかなか議会ではなかなか意見が出しづらい部分もありますので、これを取り扱うにしてもなかなか難しいですよ。

委員（伊藤健二君） そういう方向でいいと思うんですが、ここで何をやるかというのは、我々の所管する分野のいろんな意見を取捨選択して、論立てをはっきりさせて、しかるべきところに送るなら送るということで、我々が抱えて若干意見をつけて、こういう方向でやったらどうと提案するものがあれば提案のほうへ回すということで、こうしたよという結論を議会報告会実施会議へきちっと報告する。委員会としての意向、考えなり、判断を伝えると。それを受けて、議会報告会実施会議、いわゆる副議長以下で専門の最初と最後を締めくくる場ですから、そっちが最終的にどう処理をするかは議会運営委員会に諮って決めるでしょうけど、答えが出ると思うんですよ。だから、ここの委員会のやるべきことはほぼさっき出たと思うので、それで閉めていただければいいと思いますが。

委員長（川合敏己君） それでは、害獣対策について、また防災についてということで、消

火栓の部分と広見地区指定避難所の1カ所しかない、こういった部分、そしてリニア中央新幹線の議会の対応についてをホームページでアップしていくということに対して今意見が出ておりました。この4点を委員会として取り上げて、今後対応していくということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、今後の進め方の調整は、これもやり方ですね。委員長・副委員長に御一任いただいてよろしいですか。勉強会を開くなり、もしくは意見交換をするなりとかいうような対応です。よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、そうさせていただきます。

それでは、総務企画委員会の行政視察について御連絡をさせていただきます。

9月19日開催の総務企画委員会におきまして協議しておりましたとおり、ファシリティーマネジメントに関する行政視察を計画しております。その日程につきましては、来年の1月から2月上旬にかけてを考えておりますので、日程調整表を今お配りさせていただきました。都合の悪い日にバツをつけていただいて、12月19日金曜日までに議会事務局の熊澤さんのほうへ提出をお願いいたします。

なお、視察は日帰りを考えておまして、西尾市、豊川市、豊橋市の中から調整をしましてやっていきたいと思っております。西尾市というのは核に置いておりますので、西尾市を中心に、もしほかの2市で視察を受け入れていただけるスケジュール調整がついたら2市という形になると思います。最悪、西尾市1市という形になる可能性もございます。また、西尾市が全部だめで、豊川市、豊橋市という場合もございますので、その点、御了承ください。よろしく願いをいたします。

この点について、御質問等ございますか。

〔挙手する者なし〕

それでは、これで総務企画委員会を閉会いたします。本当に長時間にわたりありがとうございました。

閉会 午後3時55分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年12月12日

可児市総務企画委員会委員長